

令和3年1月15日

【照会先】

職業安定局

障害者雇用対策課

課 長 小野寺 徳子

主任障害者雇用専門官 戸ヶ崎 文泰

(代表電話) 03-5253-1111 (内線) 5650、5868

(直通電話) 03-3502-6775

※令和3年3月5日、一部の数値を訂正

## 令和2年 障害者雇用状況の集計結果

厚生労働省では、このほど、民間企業や公的機関などにおける、令和2年の「障害者雇用状況」集計結果を取りまとめましたので、公表します。

障害者雇用促進法では、事業主に対し、常時雇用する従業員的一定割合（法定雇用率、民間企業の場合は2.2%）以上の障害者を雇うことを義務付けています。

今回の集計結果は、同法に基づき、毎年6月1日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用状況について、障害者の雇用義務のある事業主などに報告を求め、それを集計したものです。

### 【集計結果の主なポイント】

<民間企業>（法定雇用率2.2%）

○雇用障害者数、実雇用率ともに過去最高を更新。

- ・雇用障害者数は57万8,292.0人、対前年3.2%（1万7,683.5人）増加
- ・実雇用率2.15%、対前年比0.04ポイント上昇

○法定雇用率達成企業の割合は48.6%（前年比0.6ポイント上昇）

<公的機関>（同2.5%、都道府県などの教育委員会は2.4%）※（ ）は前年の値

○雇用障害者数はいずれも対前年で上回る。

- ・ 国 : 雇用障害者数9,336.0人（7,577.0人）、実雇用率 2.83%  
(2.31%)
- ・ 都道府県 : 雇用障害者数9,699.5人（9,033.0人）、実雇用率 2.73%  
(2.61%)
- ・ 市町村 : 雇用障害者数 3万1,424.0人（2万8,978.0人）、実雇用率2.41%  
(2.41%)
- ・ 教育委員会 : 雇用障害者数 1万4,956.0人（1万3,477.5人）、実雇用率2.05%  
(1.89%)

<独立行政法人など>（同2.5%）※（ ）は前年の値

○雇用障害者数及び実雇用率のいずれも対前年で上回る。

- ・雇用障害者数1万1,759.5人（1万1,612.0人）、実雇用率 2.64%（2.63%）

# 障害者雇用状況報告の集計結果（概要）

## 1 民間企業における雇用状況

### ○ 雇用されている障害者の数、実雇用率、法定雇用率達成企業の割合

- ・ 民間企業（45.5人以上規模の企業：法定雇用率2.2%）に雇用されている障害者の数は578,292.0人で、前年より17,683.5人増加（前年比3.2%増）し、17年連続で過去最高となった。
- ・ 雇用者のうち、身体障害者は356,069.0人（対前年比0.5%増）、知的障害者は134,207.0人（同4.5%増）、精神障害者は88,016.0人（同12.7%増）と、いずれも前年より増加し、特に精神障害者の伸び率が大きかった。
- ・ 実雇用率は、9年連続で過去最高の2.15%（前年は2.11%）、法定雇用率達成企業の割合は48.6%（同48.0%）であった。

[総括表1、グラフ(1)、詳細表1(1)・(4)]

### ○ 企業規模別の状況

- ・ 企業規模別にみると、雇用されている障害者の数は、45.5～100人未満規模企業で58,350.0人（前年は56,679.5人）、100～300人未満で113,199.0人（同111,128.0人）、300～500人未満で50,824.5人（同49,399.5人）、500～1,000人未満で66,588.0人（同65,439.5人）、1,000人以上で289,330.5人（同277,962.0人）と、全ての企業規模で前年より増加した。
- ・ 実雇用率は、45.5～100人未満で1.74%（前年は1.71%）、100～300人未満で1.99%（同1.97%）、300～500人未満で2.02%（同1.98%）、500～1,000人未満で2.15%（同2.11%）、1,000人以上で2.36%（同2.31%）となった。  
なお、民間企業全体の実雇用率2.15%（同2.11%）と比較すると、500～1,000人未満及び1,000人以上規模企業が実雇用率を上回っている。
- ・ 法定雇用率達成企業の割合は、45.5～100人未満が45.9%（前年は45.5%）、100～300人未満が52.4%（同52.1%）、300～500人未満が44.1%（同43.9%）、500～1,000人未満が46.7%（同43.9%）、1,000人以上が60.0%（同54.6%）となり、全ての規模の区分で前年より増加した。

[グラフ(2)・(3)、詳細表1(2)]

### ○ 産業別の状況

- ・ 産業別にみると、雇用されている障害者の数は、「農、林、漁業」「宿泊業、飲食サービス業」「生活関連サービス業、娯楽業」以外の全ての業種で前年よりも増加した。
- ・ 産業別の実雇用率では、「医療、福祉」（2.78%）、「農、林、漁業」（2.33%）「生活関連サービス業、娯楽業」（2.33%）、「電気・ガス・熱供給・水道業」（2.31%）、「運輸業、郵便業」（2.23%）が法定雇用率を上回っている。

[グラフ(4)・(5)、詳細表1(3)]

○ 法定雇用率未達成企業の状況

- ・ 令和2年の法定雇用率未達成企業は52,742社。そのうち、不足数が0.5人または1人である企業（1人不足企業）が、65.6%と過半数を占めている。
- ・ また、障害者を1人も雇用していない企業（0人雇用企業）は30,542社であり、未達成企業に占める割合は、57.9%となっている。

〔詳細表1(5)〕

○ 特例子会社の状況

- ・ 令和2年6月1日現在で特例子会社（※）の認定を受けている企業は542社（前年より25社増）で、雇用されている障害者の数は、38,918.5人（前年は36,774.5人）であった。
- ・ 雇用者のうち、身体障害者は11,573.0人（同11,939.5人）、知的障害者は20,552.5人（同18,885.5人）、精神障害者は6,793.0人（同5,949.5人）であった。

※親会社の実雇用率に算入できる、障害者の雇用に特別の配慮をした子会社

〔詳細表1(7)〕

## 2 公的機関における在職状況

(1) 国の機関（法定雇用率2.5%）

国の機関に在職している障害者の数は9,336.0人で、前年より23.2%（1,759.0人）増加しており、実雇用率は2.83%と、前年に比べ0.52ポイント上昇した。

国の機関は45機関中44機関で達成。

〔総括表2(1)、詳細表2(1)、4(1)〕

(2) 都道府県の機関（法定雇用率2.5%）

都道府県の機関に在職している障害者の数は9,699.5人で、前年より7.4%（666.5人）増加しており、実雇用率は2.73%と、前年に比べ0.12ポイント上昇した。

知事部局は47機関中42機関が達成、知事部局以外は112機関中100機関が達成。

〔総括表2(2)、詳細表2(2)、4(2)・(3)〕

(3) 市町村の機関（法定雇用率2.5%）

市町村の機関に在職している障害者の数は31,424.0人で、前年より8.4%（2,446.0人）増加しており、実雇用率は2.41%と、前年と同様であった。

2,465機関中1,741機関が達成。

〔総括表2(3)、詳細表2(3)〕

(4) 都道府県等の教育委員会（法定雇用率2.4%）

都道府県等の教育委員会に在職している障害者の数は14,956.0人で、前年より11.0%（1,478.5人）増加しており、実雇用率は2.05%（都道府県教育委員会は2.06%、市町村教育委員会は2.00%）と、前年に比べ0.16ポイント上昇した。

都道府県教育委員会は47機関中15機関が達成、市町村教育委員会は54機関中24機関が達成。

〔総括表2(4)、詳細表2(4)、4(4)〕

### 3 独立行政法人等における雇用状況

独立行政法人等(法定雇用率2.5%)に雇用されている障害者の数は11,759.5人で、前年より1.3%(147.5人)増加しており、実雇用率は2.64%と、前年に比べ0.01ポイント上昇した。

独立行政法人等(国立大学法人等を除く)は91法人中82法人が達成、国立大学法人等は89法人中70法人が達成、地方独立行政法人等は174法人中127法人が達成。

[総括表3、詳細表3、4(5)]

## 総括表

### 令和2年6月1日現在における障害者の雇用状況

#### 1 民間企業における雇用状況(法定雇用率2.2%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成企業の数 / 企業数	⑤ 達成割合
民間企業	26,866,997.0 人	578,292.0 人	2.15 %	49,956 / 102,698	48.6 %
	( 26,585,858.0 人 )	[ 479,989 人 ] ( 560,608.5 人 )	( 2.11 % )	( 48,898 / 101,889 )	( 48.0 % )

※[ ]内は実人員。以下同じ。

#### 2 国、地方公共団体における在職状況

##### (1) 国の機関(法定雇用率2.5%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
計	329,989.5 人	9,336.0 人	2.83 %	44 / 45	97.8 %
	( 328,132.5 人 )	[ 7,807 人 ] ( 7,577.0 人 )	( 2.31 % )	( 27 / 44 )	( 61.4 % )
行政機関	300,586.5 人	8,563.0 人	2.85 %	36 / 36	100.0 %
	( 299,324.5 人 )	[ 7,223 人 ] ( 7,184.0 人 )	( 2.40 % )	( 22 / 35 )	( 62.9 % )
立法機関	3,993.0 人	109.5 人	2.74 %	5 / 5	100.0 %
	( 3,688.0 人 )	[ 83 人 ] ( 101.0 人 )	( 2.74 % )	( 5 / 5 )	( 100.0 % )
司法機関	25,410.0 人	663.5 人	2.61 %	3 / 4	75.0 %
	( 25,120.0 人 )	[ 501 人 ] ( 292.0 人 )	( 1.16 % )	( 0 / 4 )	( 0.0 % )

※司法機関のうち未達成であった1機関は、令和2年12月31日までに達成済み。

##### (2) 都道府県の機関(法定雇用率2.5%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
計	355,407.5 人	9,699.5 人	2.73 %	142 / 159	89.3 %
	( 345,606.0 人 )	[ 7,465 人 ] ( 9,033.0 人 )	( 2.61 % )	( 122 / 158 )	( 77.2 % )
都道府県知事部局	277,904.5 人	7,634.5 人	2.75 %	42 / 47	89.4 %
	( 270,714.0 人 )	[ 5,773 人 ] ( 7,118.0 人 )	( 2.63 % )	( 33 / 47 )	( 70.2 % )
その他の都道府県機関	77,503.0 人	2,065.0 人	2.66 %	100 / 112	89.3 %
	( 74,892.0 人 )	[ 1,692 人 ] ( 1,915.0 人 )	( 2.56 % )	( 89 / 111 )	( 80.2 % )

※都道府県知事部局のうち未達成であった機関のうち2機関は、令和2年12月31日までに達成済み。  
 ※その他の都道府県機関のうち未達成であった機関のうち3機関は、令和2年12月31日までに達成済み。

## (3) 市町村の機関(法定雇用率2.5%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
市町村の機関	1,301,788.5 人 ( 1,200,580.0 人 )	31,424.0 人 [ 24,036 人 ] ( 28,978.0 人 )	2.41 % ( 2.41 % )	1,741 / 2,465 ( 1,766 / 2,441 )	70.6 % ( 72.3 % )

※市町村の機関のうち未達成であった機関のうちの106機関は令和2年12月31日までに達成済み(1月1日付けで採用が確定していることが明確な者を含む)。

## (4) 都道府県等の教育委員会(法定雇用率2.4%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
計	729,491.0 人 ( 714,968.5 人 )	14,956.0 人 [ 11,390 人 ] ( 13,477.5 人 )	2.05 % ( 1.89 % )	39 / 101 ( 38 / 100 )	38.6 % ( 38.0 % )
都道府県教育委員会	639,291.0 人 ( 630,655.0 人 )	13,156.0 人 [ 9,968 人 ] ( 11,770.0 人 )	2.06 % ( 1.87 % )	15 / 47 ( 6 / 47 )	31.9 % ( 12.8 % )
市町村教育委員会	90,200.0 人 ( 84,313.5 人 )	1,800.0 人 [ 1,422 人 ] ( 1,707.5 人 )	2.00 % ( 2.03 % )	24 / 54 ( 32 / 53 )	44.4 % ( 60.4 % )

※都道府県教育委員会のうち未達成であった機関のうちの2機関は令和2年12月31日までに達成済み。

※市町村教育委員会のうち未達成であった機関のうちの6機関は、令和2年12月31日までに達成済み(1月1日付けで採用が確定していることが明確な者を含む)。

## 3 独立行政法人等における雇用状況(法定雇用率2.5%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
計	446,151.0 人 ( 440,944.0 人 )	11,759.5 人 [ 9,046 人 ] ( 11,612.0 人 )	2.64 % ( 2.63 % )	279 / 354 ( 282 / 352 )	78.8 % ( 80.1 % )
独立行政法人等(国立大学法人等を除く)	215,025.0 人 ( 212,384.0 人 )	5,955.0 人 [ 4,638 人 ] ( 5,878.5 人 )	2.77 % ( 2.77 % )	82 / 91 ( 83 / 91 )	90.1 % ( 91.2 % )
国立大学法人等	148,949.5 人 ( 148,053.0 人 )	3,803.5 人 [ 2,836 人 ] ( 3,757.5 人 )	2.55 % ( 2.54 % )	70 / 89 ( 72 / 90 )	78.7 % ( 80.0 % )
地方独立行政法人等	82,176.5 人 ( 80,507.0 人 )	2,001.0 人 [ 1,572 人 ] ( 1,976.0 人 )	2.44 % ( 2.45 % )	127 / 174 ( 127 / 171 )	73.0 % ( 74.3 % )

※独立行政法人等のうち未達成であった機関のうちの5機関は、令和2年12月31日までに達成済み。

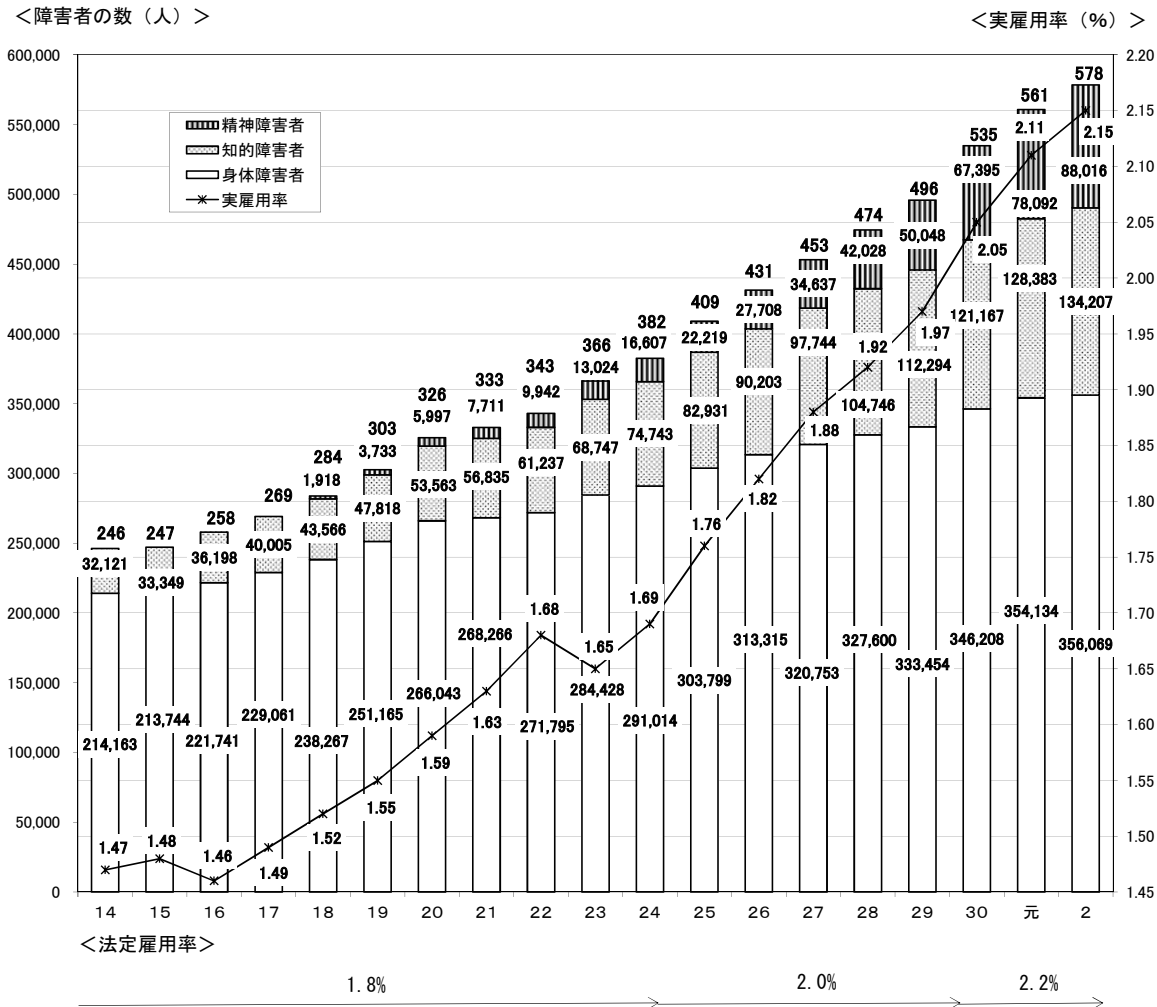
※国立大学法人等のうち未達成であった機関のうちの8機関は、令和2年12月31日までに達成済み。

※地方独立行政法人等のうち未達成であった機関のうちの18機関は、令和2年12月31日までに達成済み(1月1日付けで採用が確定していることが明確な者を含む)。

- 注 1 1及び3の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(対象障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 2の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 3 各表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。  
ただし、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分とカウントしている。  
① 平成29年6月2日以降に採用された者であること  
② 平成29年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること
- 4 法定雇用率2.4%が適用される機関とは、都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。
- 5 ( )内は、令和元年6月1日現在の数値である。  
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。
- 6 「独立行政法人等」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第1号から第8号まで、「地方独立行政法人等」とは、同令別表第2の第9号から第10号までの法人を指す。
- 7 特例承認・特例認定や各機関における法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数の変化等により機関数は変動する。

# グラフ 民間企業における障害者の雇用状況

(1) 実雇用率と雇用されている障害者の数の推移



注1：雇用義務のある企業（平成24年までは56人以上規模、平成25年から平成29年までは50人以上規模、平成30年以降は45.5人以上規模の企業）についての集計である。

注2：「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計数である。

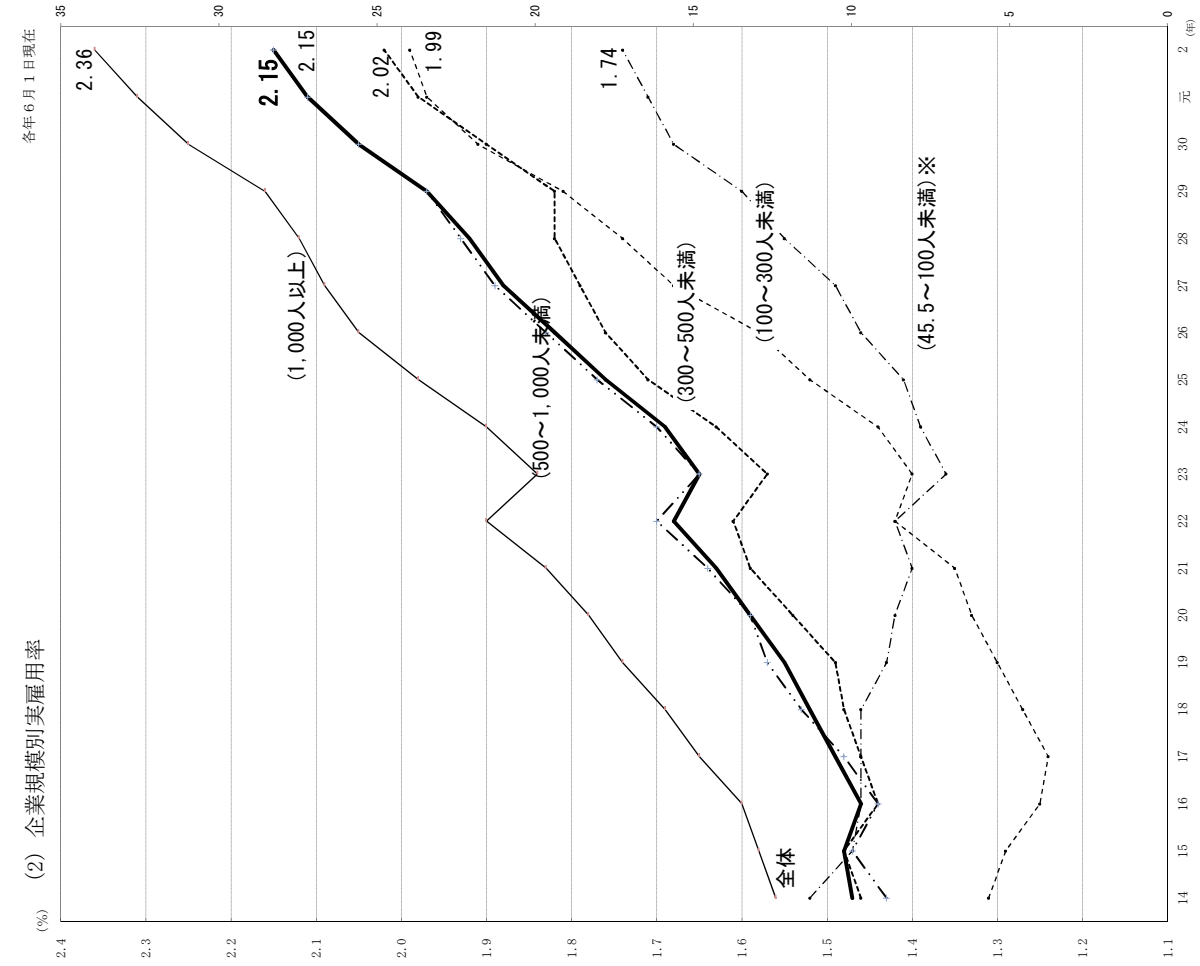
期間	障害者の数
平成17年まで	身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント） 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント） 重度身体障害者である短時間労働者 重度知的障害者である短時間労働者
平成18年以降 平成22年まで	身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント） 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント） 重度身体障害者である短時間労働者 重度知的障害者である短時間労働者 精神障害者 精神障害者である短時間労働者 （精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）
平成23年以降	身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント） 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント） 重度身体障害者である短時間労働者 重度知的障害者である短時間労働者 精神障害者 身体障害者である短時間労働者 （身体障害者である短時間労働者は0.5人でカウント） 知的障害者である短時間労働者 （知的障害者である短時間労働者は0.5人でカウント） 精神障害者である短時間労働者（※） （精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）

※ 平成30年以降は、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分とカウントしている。

- ① 通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること
- ② 通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者であって、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

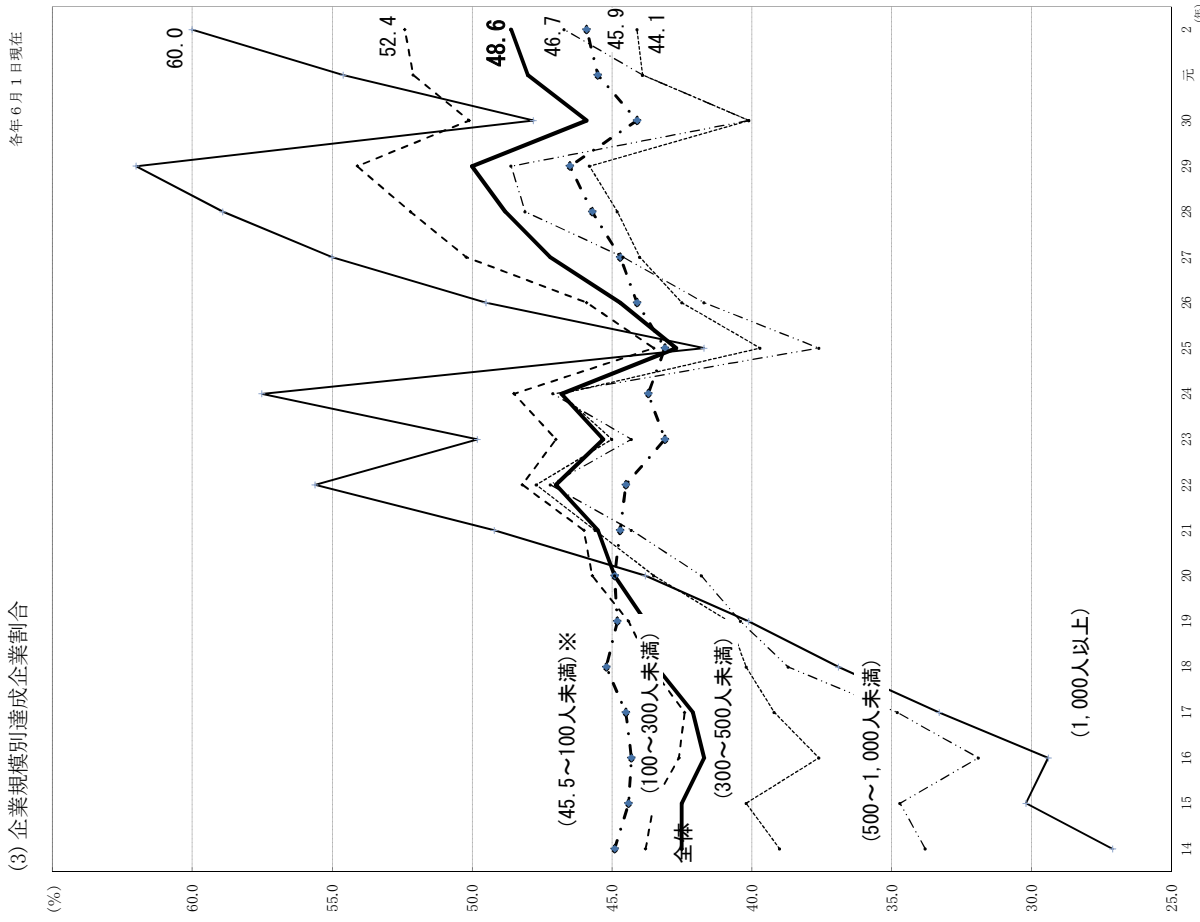
注3：法定雇用率は平成24年までは1.8%、平成25年4月から平成29年までは2.0%、平成30年4月以降は2.2%となっている。

(2) 企業規模別実雇用率



※24年までは50~100人未満  
 ※25年から29年までは50~100人未満  
 ※30年からは45.5~100人未満

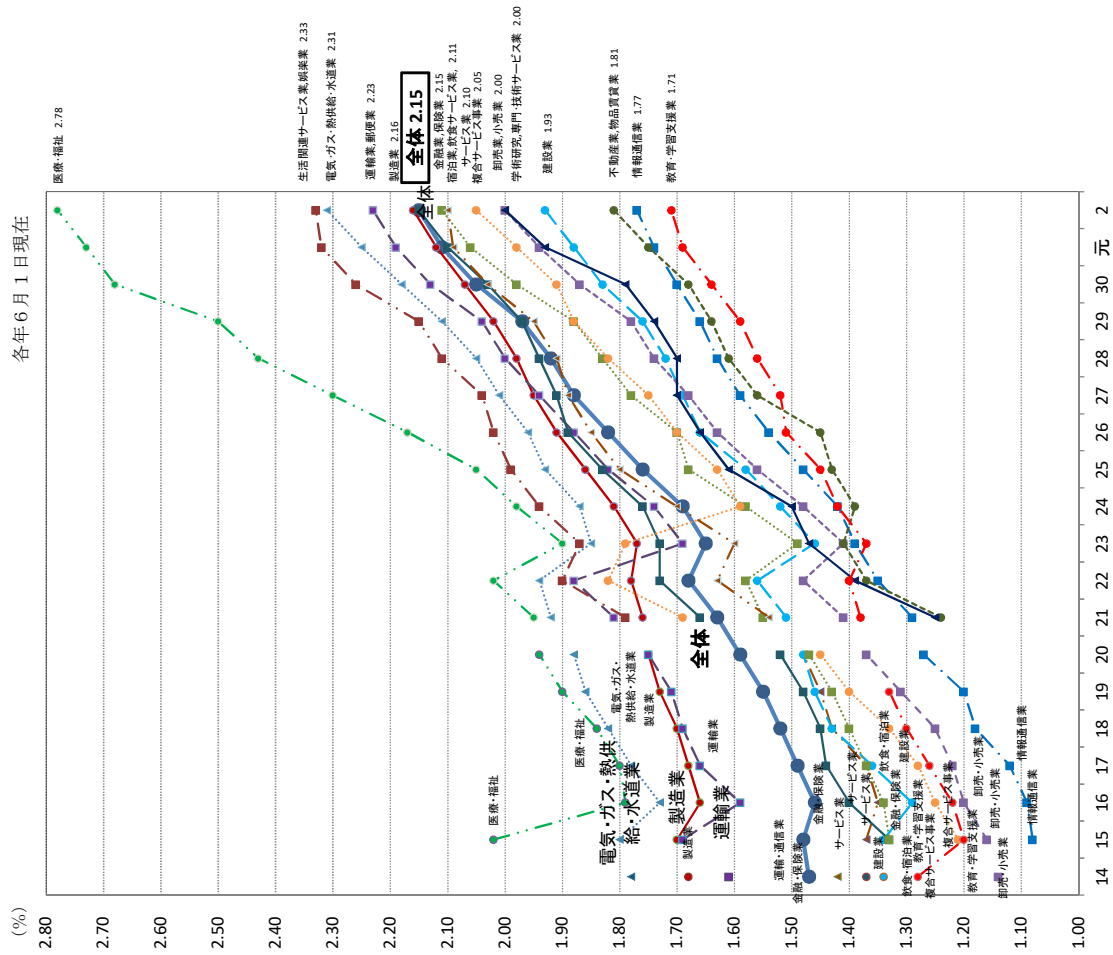
(3) 企業規模別達成企業割合



※24年までは56~100人未満  
 ※25年から29年までは50~100人未満  
 ※30年からは45.5~100人未満

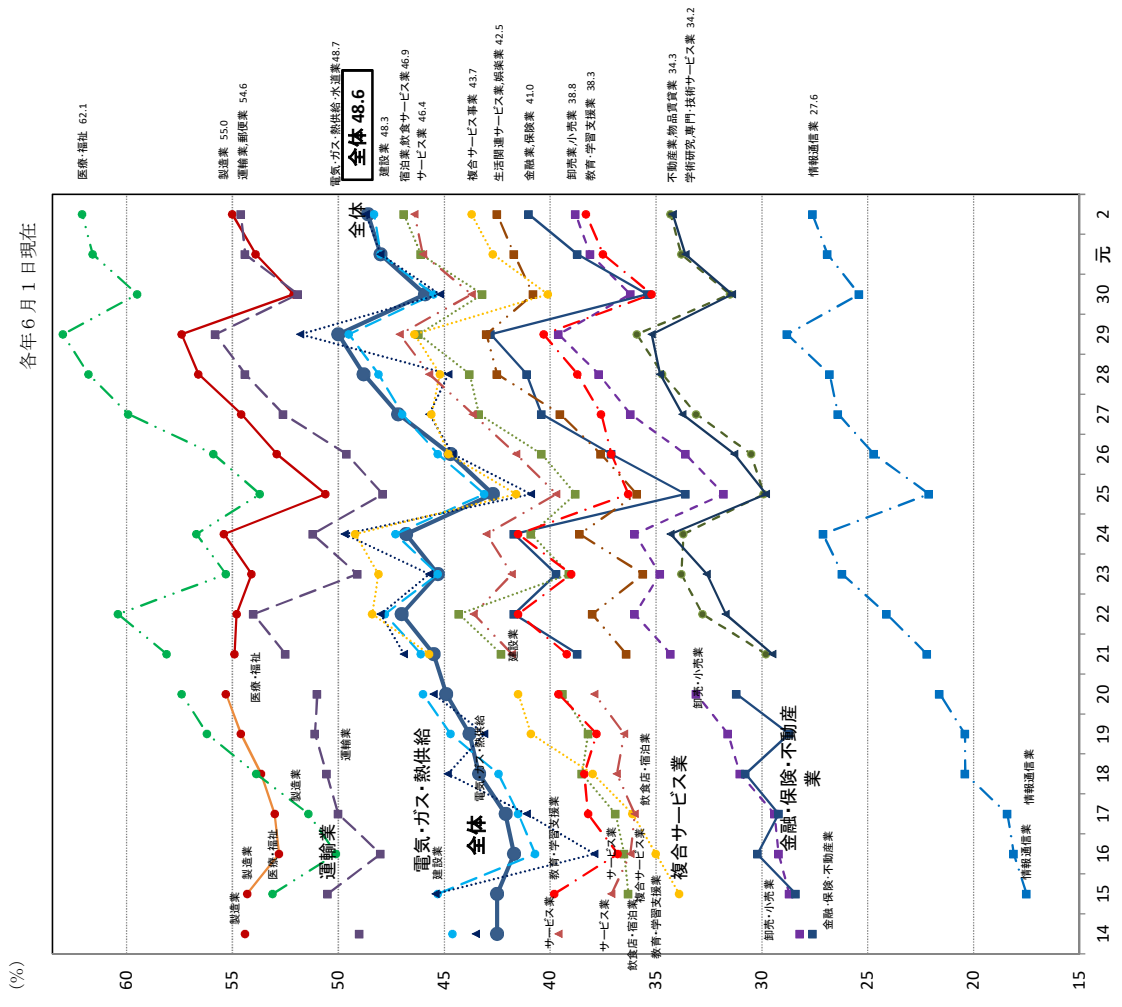


(4)産業別実雇用率



注1 グラフ作成上、労働者数が10万人に満たない農、林、漁業及び鉱業は除いている。  
2 平成15年及び平成21年より産業分類が変更になっている。

(5)産業別達成企業割合



注 (4)の図と同じ。

## ◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である（なお、平成30年3月まで、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

- 民間企業 ……
  - 一般の民間企業 …………… 2. 2%
  - （45.5人以上規模の企業）
  - 特殊法人等 …………… 2. 5%
  - 〔労働者数40.0人以上規模の特殊法人、  
独立行政法人、国立大学法人等
- 国、地方公共団体 …………… 2. 5%
- （40.0人以上規模の機関）
- 都道府県等の教育委員会 …………… 2. 4%
- （42.0人以上規模の機関）

※（ ）内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

### 【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

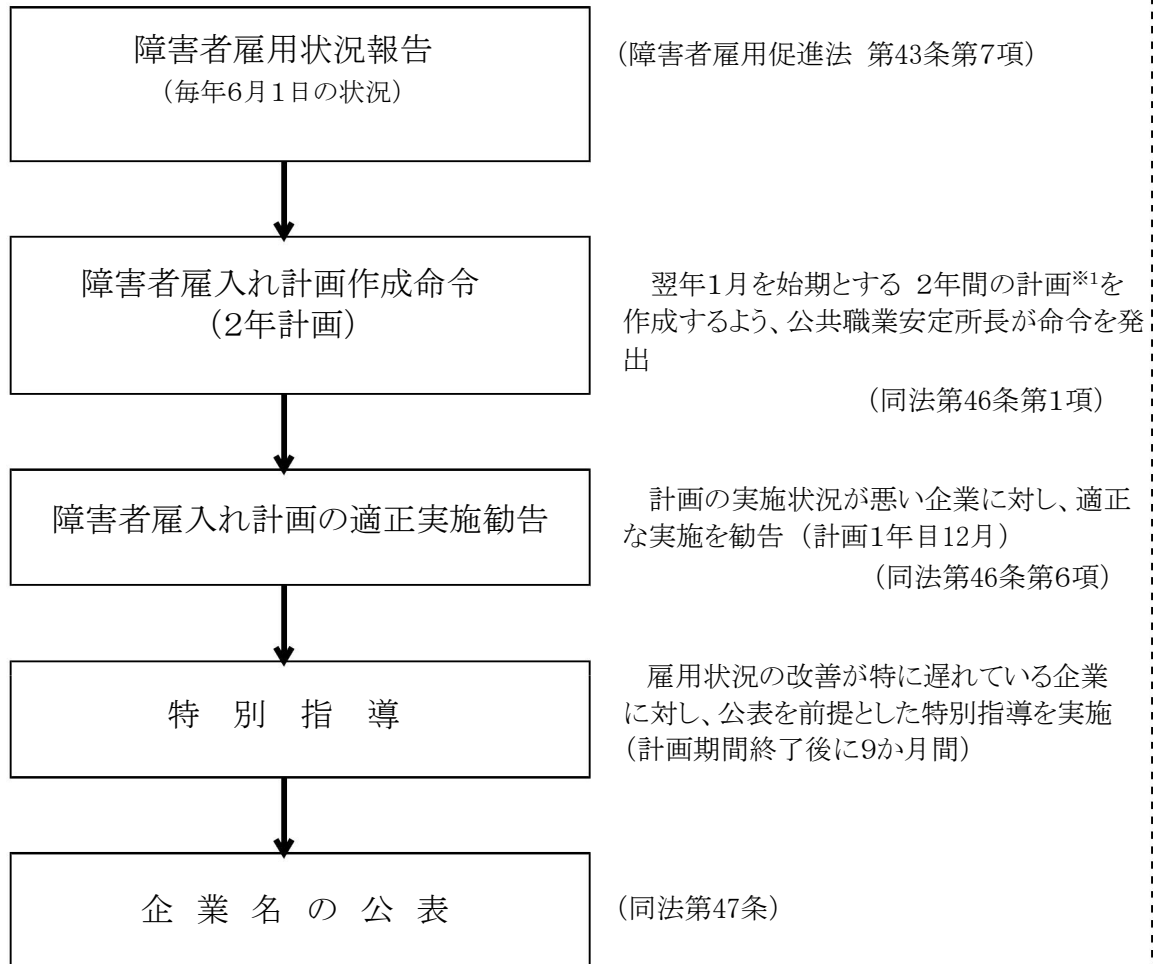
※ ただし、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分としてカウントされる。

① 通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること

② 通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

◎ 障害者雇用率達成指導の流れ

実雇用率の低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「障害者雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。



不足数の特に多い企業については、当該企業の幹部に対し、厚生労働省本省による直接指導も実施している。

〔指導実績〕

- 令和元年度の実績※<sup>2</sup>
  - \*「障害者雇入れ計画作成命令」の发出 0社
  - \*障害者雇入れ計画の「適正実施勧告」 0社
  - \*「特別指導」の実施 0社
- 障害者雇入れ計画を実施中の企業 296社(元年度)
- 企業名の公表
  - 18年度 2社、19年度 1社(再公表)、20年度 4社、
  - 21年度 7社(うち1社は再公表)、22年度 6社(うち2社は再公表)23年度
  - 3社(うち1社は再公表)、24年度 0社、25年度 0社、
  - 26年度 8社、27年度 0社、28年度 2社、29年度 0社、
  - 30年度 0社、元年度 0社

※<sup>1</sup> 平成24年1月1日以降の日を始期とする雇入れ計画から計画期間は3年間から 2年間に短縮している。

※<sup>2</sup> 平成30年の障害者不適切計上による公務部門における障害者採用により、影響が生じる可能性があった民間企業への対策として、令和元年度においては、特例的に「行政措置」の猶予を実施している。

# 詳細表

## 1 民間企業における雇用状況(法定雇用率2.2%)

### (1) 概況

#### ① 概況

区分	① 企業数 法定雇用者数 の算定基礎となる 労働者数	② 法定雇用者数					④ 実雇用率 $E \div ② \times 100$	⑤ 法定雇用率 達成企業 数の割合	⑥ 法定雇用 率達成企 業の割合
		A. 重度身体 障害者及び 重度知的障 害者	B. 重度身体 障害者及び 重度知的障 害者である短 時間労働者 (注5)	C. 重度以外の 身体障害者、 知的障害者 並びに精神障 害者である短 時間労働者 (注4)	D. 重度以外の 身体障害者、 知的障害者 並びに精神障 害者である短 時間労働者 (注5)	E. 計 A×2+B+C+ D×0.5			
民間企業	102,698 (101,889)	26,866,997.0 (26,585,858.0)	17,084 (16,845)	291,126 (278,430)	48,984 (45,159)	578,282.0 (560,608.5)	2.15 (2.11)	49,956 (48,898)	48.6 (48.0)

#### ② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数		② 身体障害者の数		③ 知的障害者の数		④ 精神障害者の数											
	a. 重度身体 障害者	b. 重度 身体障害者 以外の短時 間労働者	c. 重度以 外の身体障 害者である 短時間労働 者	d. 重度以 外の身体障 害者である 短時間労働 者	e. 計 a×2+b+c+ d×0.5	f. うち新規雇 用分	g. うち新規雇 用分	h. 計 c+(d-e)× 10.5e (注5)に該 当する労働 者										
民間企業	578,282.0 (560,608.5)	101,767 (100,840)	12,679 (12,501)	131,125 (131,503)	17,462 (16,900)	366,089.0 (354,134.0)	25,134.0 (28,337.0)	21,028 (20,537)	4,405 (4,344)	77,885 (73,679)	19,722 (18,572)	134,207.0 (128,383.0)	13,418.5 (14,233.0)	67,801 (59,737)	26,115 (23,198)	14,315 (13,511)	88,016.0 (78,091.5)	19,077.5 (19,445.0)

#### (1)(1)①表の注

- 注1 ②欄の「法定雇用者数の算定基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントしている。
- ただし、精神障害者である短時間労働者であっても、以下の注4に該当するものについては、1人とカウントしている。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 4 C欄の精神障害者には、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者を含む。  
 ① 平成29年6月2日以前に採用された者であること。  
 ② 平成29年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。
- 5 D欄の精神障害者である短時間労働者とは、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者である。  
 ① 平成29年6月2日以後に採用された者であること。  
 ② 平成29年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。
- 6 F欄の「うち新規雇用分」は、令和元年6月2日から令和2年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 7 ( )内は令和元年6月1日現在の数値である。  
 なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

#### (1)(1)②表の注

- 注1 ②欄の「障害者の数」とは②③e欄及び④b欄の計である。
- 2 ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントしている。
- 3 ②③④d欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、②③e欄及び④b欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 4 ②③のac欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、②③のbd欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 5 ④a欄の労働者とは、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者である。  
 ① 平成29年6月2日以後に採用された者であること。  
 ② 平成29年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。
- 6 ②③f欄及び④b欄の「うち新規雇用分」は、令和元年6月2日から令和2年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 7 ( )内は令和元年6月1日現在の数値である。  
 なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

## (2) 企業規模別の雇用状況

### ① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用労働者数の算定基礎となる労働者数		③ 障害者の数				④ 表用率率 $E \div ② \times 100$	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
		A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者	C. 重度以外の身体障害者及び知的障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者	E. 計 $A \times 2 + B + C + D$ $\times 0.5$	F. うち新規雇用 用分			
規模計	102,698 (101,889)	26,866,997.0 (26,585,858.0)	122,795 (121,377)	17,084 (16,845)	291,126 (278,430)	48,984 (45,159)	57,630.0 (62,015.0)	2.15 (2.11)	49,956 (48,898)	48.6 (48.0)
45.5~ 100人未満	50,544 (50,055)	3,348,466.5 (3,316,709.0)	10,222 (10,237)	3,020 (2,935)	30,097 (28,881)	9,578 (8,779)	6,818.0 (6,927.0)	1.74 (1.71)	23,224 (22,796)	45.9 (45.5)
100~ 300人未満	36,787 (36,578)	5,677,127.5 (5,646,290.5)	21,796 (21,816)	4,806 (4,811)	58,097 (56,463)	13,408 (12,444)	12,718.5 (13,627.5)	1.99 (1.97)	19,274 (19,041)	52.4 (52.1)
300~ 500人未満	7,078 (7,031)	2,511,339.5 (2,492,011.0)	10,560 (10,538)	1,777 (1,682)	25,598 (24,629)	4,659 (4,025)	5,123.5 (5,727.5)	2.02 (1.98)	3,122 (3,087)	44.1 (43.9)
500~ 1000人未満	4,818 (4,820)	3,090,963.5 (3,099,057.0)	14,109 (14,124)	1,895 (1,927)	33,993 (32,903)	4,964 (4,723)	6,926.0 (7,675.5)	2.15 (2.11)	2,252 (2,115)	46.7 (43.9)
1,000人以上	3,471 (3,405)	12,239,100.0 (12,031,730.5)	66,108 (64,662)	5,586 (5,490)	143,341 (135,554)	16,375 (15,188)	26,044.0 (28,057.5)	2.36 (2.31)	2,084 (1,859)	60.0 (54.6)

注 1(1)①の表と同じ

### ② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数		② 身体障害者の数				③ 知的障害者の数				④ 精神障害者の数						
	a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者以外の身体障害者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 $a \times 2 + b + c + d$ $\times 0.5$	f. うち新規雇用 用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 $a \times 2 + b + c + d$ $\times 0.5$	f. うち新規雇用 用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 $c + d + e$ $\times 0.5$	f. うち新規雇用 用分	
規模計	578,292.0 (560,608.5)	101,767 (100,840)	12,679 (12,501)	131,125 (131,503)	17,462 (16,900)	356,069.0 (354,134.0)	25,134.0 (28,337.0)	4,405 (4,344)	71,885 (73,679)	19,722 (18,572)	134,207.0 (128,383.0)	13,418.5 (14,233.0)	67,801 (59,737)	26,115 (23,198)	14,315 (13,511)	88,016.0 (78,091.5)	19,077.5 (19,445.0)
45.5~ 100人未満	58,350.0 (56,679.5)	8,204 (8,122)	2,050 (1,976)	14,261 (14,116)	2,990 (2,886)	34,214.0 (33,779.0)	2,018 (2,115)	970 (969)	7,440 (7,334)	3,832 (3,643)	14,362.0 (14,344.5)	5,776 (4,985)	5,376 (4,696)	5,776 (4,985)	3,020 (2,735)	9,774.0 (8,556.0)	
100~ 300人未満	113,199.0 (111,128.0)	18,160 (18,162)	3,511 (3,557)	27,640 (28,047)	4,828 (4,721)	69,885.0 (70,288.5)	3,636 (3,654)	1,295 (1,254)	14,839 (14,208)	5,224 (4,923)	26,018.0 (25,231.5)	6,983 (6,317)	11,981 (10,691)	6,983 (6,317)	3,637 (3,517)	17,296.0 (15,608.0)	
300~ 500人未満	50,824.5 (49,399.5)	8,972 (8,970)	1,332 (1,258)	12,082 (12,111)	1,703 (1,660)	32,209.5 (32,139.0)	1,588 (1,568)	445 (424)	6,546 (6,199)	1,791 (1,578)	11,062.5 (10,548.0)	2,330 (1,915)	5,805 (5,191)	2,330 (1,915)	1,165 (1,128)	7,552.5 (6,712.5)	
500~ 1000人未満	66,588.0 (65,439.5)	12,180 (12,239)	1,463 (1,475)	15,231 (15,415)	1,867 (1,882)	41,987.5 (42,309.0)	1,929 (1,885)	432 (452)	8,235 (8,031)	2,040 (1,925)	13,545.0 (13,217.0)	2,776 (2,660)	8,808 (7,710)	2,776 (2,660)	1,719 (1,747)	11,055.5 (9,913.5)	
1,000人以上	289,330.5 (277,962.0)	54,251 (53,947)	4,323 (4,235)	61,911 (61,814)	6,074 (5,751)	177,773.0 (175,618.5)	11,857 (11,315)	1,263 (1,255)	40,825 (37,907)	6,835 (6,500)	69,219.5 (65,942.0)	8,240 (7,321)	35,831 (31,449)	8,240 (7,321)	4,774 (4,384)	42,338.0 (37,301.5)	

注 1(1)②の表と同じ

### (3) 産業別の雇用状況

① 概況

区分	① 企業数		② 法定雇用労働者数の 基礎となる労働 者数		A. 重度身体 障害者及び 障害者 者数		B. 重度身体 障害者及び 障害者 者数		C. 重度以外 の障害者 者数		D. 重度以外の 障害者 者数		E. 計 F. うち新規雇用 分		④ 実雇用率 E÷B×100		⑤ 法定雇用率連 帯企業の敬 割合		⑥ 法定雇用率 連帯企業の 割合	
	企業	人	企業	人	企業	人	企業	人	企業	人	企業	人	企業	人	企業	人	企業	人	企業	人
産業計	102,688	26,866,997.0	122,795	17,084	291,126	48,984	578,292.0	57,630.0	2.15	49,956	48.6	2.11	48,898	48.0						
農、林、漁業	364	41,662.5	181	26	542	80	970.0	112.0	2.33	211	58.0	2.54	219	60.0						
鉱業、採石業、 砂利採取業	75	11,253.5	48	2	117	4	217.0	12.0	1.93	39	52.0	1.98	39	54.2						
建設業	4,398	822,754.0	4,160	217	7,179	233	15,857.5	1,166.5	1.93	2,125	48.3	1.88	2,042	48.0						
製造業	25,113	7,090,293.5	37,047	1,667	75,760	3,650	153,446.0	10,688.0	2.16	13,801	55.0	2.12	13,613	53.9						
電気・ガス・熱供 給・水道業	261	217,474.5	1,301	39	2,358	46	5,022.0	261.0	2.31	127	48.7	2.25	122	48.0						
情報通信業	5,634	1,597,678.0	7,193	277	13,466	392	28,325.0	3,104.5	1.77	1,554	27.6	1.74	1,473	26.9						
運輸業、郵便業	7,379	1,630,362.5	7,617	826	19,242	2,036	36,320.0	3,306.5	2.23	4,032	54.6	2.19	3,989	54.4						
卸売業、小売業	15,930	4,318,092.5	15,722	3,109	46,650	10,311	86,358.5	9,268.0	2.00	6,183	38.8	2.00	6,183	38.8						
金融業、保険業	1,406	1,154,140.5	6,369	268	11,638	381	24,834.5	2,183.5	2.15	577	41.0	2.10	545	38.7						
不動産業	1,993	481,518.0	1,858	237	4,517	502	8,721.0	980.0	1.81	684	34.3	1.75	658	33.8						
物品賃貸業	3,279	1,168,713.0	5,003	569	12,026	1,533	23,392.5	2,401.5	2.00	1,122	34.2	1.93	1,065	33.6						
学術研究、専 門・技術サービ ス業	3,114	802,605.0	2,798	1,028	8,706	3,269	16,964.5	1,837.0	2.11	1,459	46.9	2.06	1,453	46.1						
宿泊業、飲食 サービス業	2,942	521,018.0	2,251	581	6,325	1,453	12,134.5	1,251.0	2.33	1,251	42.5	2.32	1,242	41.7						
生活関連サー ビス業、娯楽業	2,225	491,507.5	2,044	227	3,890	408	8,409.0	1,028.0	1.71	882	38.3	1.69	805	37.5						
教育、学習支援業	17,225	3,000,281.0	13,886	5,375	41,190	18,259	83,466.5	11,626.5	2.78	10,693	62.1	2.73	10,397	61.6						
医療、福祉	906	299,335.0	1,404	163	2,975	367	6,129.5	478.5	2.05	396	43.7	1.98	406	42.7						
サービス業	10,454	3,218,314.0	13,913	2,473	34,545	5,760	67,724.0	7,925.5	2.10	4,850	46.4	2.09	4,757	46.0						

注 1 (1)①の表と同じ

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数					② 身体障害者の数					③ 知的障害者の数					④ 精神障害者の数				
	a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者以外の身体障害者	c. 重度身体障害者以外の身体障害者	d. 重度身体障害者以外の身体障害者である短期労働者	e. 身体障害者である短期労働者	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者以外の知的障害者	c. 重度知的障害者以外の知的障害者	d. 重度知的障害者以外の知的障害者である短期労働者	e. 知的障害者である短期労働者	a. 重度精神障害者	b. 重度精神障害者以外の精神障害者	c. 重度精神障害者以外の精神障害者	d. 重度精神障害者以外の精神障害者である短期労働者	e. 精神障害者である短期労働者	f. a+d+e×0.5	g. a+d+e×0.5のうち、(注5)に該当する労働者	h. a+d+e×0.5のうち、(注5)に該当する労働者	i. a+d+e×0.5のうち、(注5)に該当する労働者	
産業計	578,292.0 (560,608.5)	101,767 (100,840)	12,679 (12,501)	131,125 (131,503)	17,462 (16,900)	356,069.0 (354,134.0)	21,028 (20,537)	4,405 (4,344)	77,885 (73,679)	19,722 (18,572)	67,801 (59,737)	26,115 (23,198)	14,315 (13,511)	88,016.0 (78,091.5)	19,077.5 (19,445.0)					
農、林、漁業	970.0 (1,074.0)	124 (122)	14 (16)	250 (269)	36 (33)	530.0 (545.5)	57 (69)	12 (19)	180 (214)	17 (65)	101 (100)	38 (39)	11 (11)	125.5 (125.0)						
鉱業、採石業、砂利採取業	217.0 (206.0)	46 (47)	2 (1)	100 (98)	3 (4)	195.5 (195.0)	2 (2)	0 (0)	2 (1)	1 (0)	6.5 (5.0)	0 (0)	0 (0)	15.0 (6.0)						
建設業	15,857.5 (15,119.0)	4,009 (3,847)	203 (199)	4,744 (4,660)	191 (191)	13,060.5 (12,648.5)	151 (139)	14 (13)	563 (525)	50 (38)	1,699 (1,469)	215 (194)	173 (157)	1,893.0 (1,635.5)						
製造業	153,445.0 (150,996.5)	30,766 (30,937)	1,210 (1,203)	36,800 (37,473)	1,677 (1,695)	100,380.5 (101,397.5)	6,281 (6,066)	457 (485)	23,035 (21,850)	1,443 (1,366)	14,948 (13,209)	1,707 (1,577)	977 (903)	16,290.0 (14,449.0)						
電気・ガス・熱供給・水道業	5,022.0 (4,852.5)	1,228 (1,196)	37 (28)	1,680 (1,685)	39 (35)	4,192.5 (4,122.5)	73 (66)	2 (2)	248 (218)	4 (3)	411 (349)	22 (29)	19 (26)	431.5 (376.5)						
情報通信業	28,925.0 (27,161.0)	6,766 (6,673)	263 (265)	6,646 (6,567)	196 (190)	20,639.0 (20,273.0)	497 (397)	14 (11)	889 (838)	41 (42)	5,633 (4,894)	463 (463)	288 (269)	6,008.5 (5,236.0)						
運輸業、郵便業	36,920.0 (34,929.0)	6,584 (6,440)	672 (677)	10,703 (10,616)	984 (986)	25,035.0 (24,666.0)	1,033 (1,034)	154 (145)	4,613 (4,481)	668 (578)	3,472 (3,002)	743 (743)	454 (413)	4,118.0 (3,580.0)						
卸売業、小売業	86,358.5 (83,838.5)	12,458 (12,368)	2,320 (2,338)	16,347 (16,397)	3,532 (3,449)	45,349.0 (45,198.5)	3,264 (3,213)	789 (778)	16,725 (15,653)	4,510 (4,301)	10,572 (9,508)	5,275 (4,792)	3,006 (2,857)	14,715.5 (13,352.5)						
金融業、保険業	24,834.5 (24,380.5)	6,061 (6,073)	259 (250)	7,467 (7,684)	302 (316)	19,999.0 (20,238.0)	308 (284)	9 (9)	1,029 (865)	24 (18)	3,013 (2,550)	184 (162)	129 (121)	3,169.5 (2,691.5)						
不動産業、物品賃貸業	8,721.0 (8,188.0)	1,656 (1,605)	214 (183)	2,174 (2,104)	248 (216)	5,824.0 (5,605.0)	202 (186)	23 (21)	999 (931)	126 (119)	1,222 (1,038)	250 (211)	122 (112)	1,408.0 (1,198.5)						
学術研究・専門・技術サービス業	23,392.5 (20,098.5)	4,219 (3,683)	437 (438)	5,177 (4,474)	583 (568)	14,343.5 (12,562.0)	784 (659)	132 (87)	2,828 (2,473)	713 (709)	3,591 (2,795)	717 (629)	430 (389)	4,164.5 (3,304.0)						
宿泊業、飲食サービス業	16,964.5 (18,138.0)	1,798 (1,951)	637 (682)	2,470 (2,780)	944 (1,041)	7,175.0 (7,892.0)	1,000 (1,048)	391 (471)	4,009 (4,200)	1,854 (1,921)	1,547 (1,587)	1,151 (1,147)	680 (718)	2,462.5 (2,515.5)						
生活関連サービス業、娯楽業	12,134.5 (12,395.0)	1,290 (1,357)	390 (378)	1,931 (2,033)	576 (557)	5,189.0 (5,403.5)	961 (996)	191 (158)	2,764 (2,862)	557 (504)	1,197 (1,175)	753 (676)	433 (429)	1,790.0 (1,727.5)						
教育・学習支援業	8,409.0 (8,208.5)	1,829 (1,807)	192 (197)	2,059 (2,114)	240 (228)	6,029.0 (6,039.0)	215 (200)	35 (28)	550 (519)	85 (81)	1,041 (979)	323 (238)	240 (165)	1,322.5 (1,180.5)						
医療業、福祉	83,466.5 (79,366.5)	10,873 (10,689)	3,631 (3,635)	15,801 (15,503)	4,496 (4,226)	43,426.0 (42,529.0)	3,013 (3,030)	1,744 (1,708)	10,906 (10,245)	8,013 (7,325)	8,633 (7,387)	11,600 (10,006)	5,850 (5,548)	17,358.0 (15,164.0)						
複合サービス事業	6,129.5 (6,075.0)	1,150 (1,150)	104 (106)	1,642 (1,695)	147 (129)	4,119.5 (4,165.5)	254 (255)	59 (61)	642 (635)	159 (152)	589 (518)	163 (141)	102 (78)	721.5 (627.5)						
サービス業	67,724.0 (65,875.0)	10,910 (10,892)	2,094 (2,005)	15,134 (15,351)	3,268 (3,033)	40,682.0 (40,656.5)	3,003 (2,893)	379 (347)	7,903 (7,469)	1,457 (1,347)	10,117 (9,180)	2,426 (2,211)	1,391 (1,315)	12,025.5 (10,943.0)						

注 1 (1) ②の表と同じ

③ 製造業における雇用状況（概況）

区分	① 企業数		② 法定雇用障害者の 算定の基礎となる 労働者数		③ 障害者の数				④ 実雇用率 $E \div ② \times 100$		⑤ 法定雇用率達 成企業の数		⑥ 法定雇用率 達成企業の 割合	
	企業数	人	A. 重度身体 障害者及び重度 知的障害者(社 会生活に支障 をきたす者)	B. 重度身体 障害者及び重度 知的障害者(社 会生活に支障 をきたさない者)	C. 重度以外の 身体障害者、知 的障害者及び 精神障害者(注 4)	D. 重度以外の 身体障害者、知 的障害者及び 精神障害者(注 5)	E. 計 A+B+C+D	F. うち新規雇用 分	実雇用率 $E \div ② \times 100$	法定雇用率達 成企業の数	%	法定雇用率 達成企業の 割合	%	
製造業計	25,113	7,080,293.5	37,047	1,667	75,760	3,850	153,446.0	10,688.0	2.16	13,801	55.0			
	( 25,238 )	( 7,108,849.5 )	( 37,003 )	( 1,688 )	( 73,435 )	( 3,735 )	( 150,996.5 )	( 12,219.5 )	( 2.12 )	( 13,613 )	( 53.9 )			
食料品・たばこ	3,989	917,287.0	3,902	503	13,153	1,525	22,222.5	1,941.0	2.42	2,549	63.9			
	( 3,995 )	( 898,761.5 )	( 3,787 )	( 530 )	( 12,645 )	( 1,500 )	( 21,499.0 )	( 2,158.5 )	( 2.39 )	( 2,532 )	( 63.4 )			
繊維・衣服	960	139,251.0	664	52	1,806	152	3,262.0	247.0	2.34	590	61.5			
	( 991 )	( 144,984.0 )	( 705 )	( 52 )	( 1,841 )	( 145 )	( 3,375.5 )	( 252.5 )	( 2.33 )	( 614 )	( 62.0 )			
木材・家具	527	79,184.5	358	19	965	25	1,712.5	112.5	2.16	332	63.0			
	( 535 )	( 79,914.5 )	( 347 )	( 20 )	( 939 )	( 23 )	( 1,664.5 )	( 109.5 )	( 2.08 )	( 325 )	( 60.7 )			
パルプ・紙・印刷	1,924	381,927.0	1,749	87	4,044	181	7,719.5	596.0	2.02	1,005	52.2			
	( 1,920 )	( 374,938.0 )	( 1,730 )	( 95 )	( 3,846 )	( 153 )	( 7,480.0 )	( 623.0 )	( 1.99 )	( 995 )	( 51.8 )			
化学工業	2,694	877,094.5	4,683	180	8,840	337	18,554.5	1,460.5	2.12	1,327	49.3			
	( 2,681 )	( 905,612.5 )	( 4,854 )	( 178 )	( 8,835 )	( 319 )	( 18,880.5 )	( 1,564.5 )	( 2.08 )	( 1,301 )	( 48.5 )			
窯業・土石	712	135,830.5	636	34	1,405	73	2,747.5	219.0	2.02	391	54.9			
	( 708 )	( 134,353.0 )	( 607 )	( 27 )	( 1,334 )	( 72 )	( 2,611.0 )	( 208.0 )	( 1.94 )	( 382 )	( 54.0 )			
鉄鋼	540	149,718.0	723	22	1,625	51	3,118.5	219.0	2.08	303	56.1			
	( 551 )	( 152,413.5 )	( 729 )	( 22 )	( 1,563 )	( 46 )	( 3,066.0 )	( 195.5 )	( 2.01 )	( 292 )	( 53.0 )			
非鉄金属	464	135,983.0	717	22	1,387	52	2,869.0	189.5	2.11	265	57.1			
	( 469 )	( 137,354.0 )	( 721 )	( 33 )	( 1,341 )	( 60 )	( 2,846.0 )	( 218.5 )	( 2.07 )	( 252 )	( 53.7 )			
金属製品	2,586	369,263.5	1,613	66	4,082	185	7,466.5	578.5	2.02	1,365	52.8			
	( 2,596 )	( 367,308.5 )	( 1,592 )	( 72 )	( 3,920 )	( 167 )	( 7,259.5 )	( 580.0 )	( 1.98 )	( 1,351 )	( 52.0 )			
電気機械	2,487	1,227,918.5	7,794	169	11,585	335	27,509.5	1,580.0	2.24	1,414	56.9			
	( 2,510 )	( 1,210,001.0 )	( 7,665 )	( 163 )	( 10,902 )	( 340 )	( 26,565.0 )	( 1,809.5 )	( 2.20 )	( 1,373 )	( 54.7 )			
その他機械	5,649	1,980,625.5	10,785	279	19,535	480	41,624.0	2,542.5	2.10	2,919	51.7			
	( 5,684 )	( 1,996,418.0 )	( 10,838 )	( 265 )	( 19,082 )	( 484 )	( 41,265.0 )	( 3,255.5 )	( 2.07 )	( 2,884 )	( 50.7 )			
その他	2,581	696,210.5	3,423	234	7,333	454	14,640.0	1,002.5	2.10	1,341	52.0			
	( 2,598 )	( 706,791.0 )	( 3,428 )	( 231 )	( 7,187 )	( 421 )	( 14,484.5 )	( 1,244.5 )	( 2.05 )	( 1,312 )	( 50.5 )			

注 1 (1)①の表と同じ



④ 製造業における雇用状況（障害種別）

区分	① 障害者の数			② 身体障害者の数			③ 知的障害者の数			④ 精神障害者の数			計 上計 e.(注5) に相当する 労働者	
	a. 障害者 の数	b. 重度 障害者 の数	c. 重度 以外の 身体 障害者 の数	a. 障害者 の数	b. 重度 障害者 の数	c. 重度 以外の 身体 障害者 の数	a. 障害者 の数	b. 重度 障害者 の数	c. 重度 以外の 知的 障害者 の数	d. 障害者 の数	e. 重度 以外の 知的 障害者 の数	f. 精神 障害者 の数		
製造業計	153,446.0 (150,996.5)	30,766 (30,937)	1,210 (1,203)	36,800 (37,473)	1,677 (1,695)	100,380.5 (101,397.5)	6,281 (6,066)	457 (485)	23,035 (21,850)	1,443 (1,366)	14,948 (13,209)	1,707 (1,577)	977 (903)	16,290.0 (14,449.0)
食料品・たばこ	22,222.5 (21,499.0)	2,606 (2,515)	340 (342)	4,351 (4,380)	518 (515)	10,162.0 (10,009.5)	1,296 (1,272)	163 (188)	6,552 (6,299)	750 (752)	1,969 (1,668)	538 (531)	281 (298)	2,378.5 (2,082.5)
繊維工業	3,262.0 (3,375.5)	530 (574)	40 (41)	862 (952)	83 (83)	2,003.5 (2,182.5)	134 (131)	12 (11)	612 (589)	41 (36)	299 (271)	61 (55)	33 (29)	346.0 (313.0)
木材・家具	1,712.5 (1,664.5)	320 (312)	16 (18)	515 (510)	14 (13)	1,178.0 (1,158.5)	38 (35)	3 (2)	282 (281)	4 (5)	158 (143)	17 (10)	10 (5)	171.5 (150.5)
ハルパ・紙・印刷	7,719.5 (7,480.0)	1,505 (1,499)	68 (58)	2,074 (2,074)	95 (76)	5,199.5 (5,168.0)	244 (231)	19 (37)	1,024 (962)	55 (45)	876 (754)	101 (93)	70 (56)	961.5 (828.5)
化学工業	18,554.5 (18,880.5)	3,690 (3,867)	130 (133)	4,679 (4,937)	174 (191)	12,276.0 (12,899.5)	993 (987)	50 (45)	2,179 (2,070)	104 (84)	1,880 (1,739)	161 (133)	102 (89)	2,011.5 (1,850.0)
窯業・土石	2,747.5 (2,611.0)	540 (524)	19 (17)	778 (777)	24 (29)	1,889.0 (1,856.5)	96 (83)	15 (10)	401 (368)	37 (33)	217 (180)	21 (19)	9 (9)	232.0 (194.0)
鉄鋼	3,118.5 (3,066.0)	638 (657)	22 (22)	1,014 (1,034)	41 (34)	2,332.5 (2,387.0)	85 (72)	0 (0)	261 (248)	4 (6)	335 (277)	21 (10)	15 (4)	353.0 (284.0)
非鉄金属	2,869.0 (2,846.0)	557 (567)	19 (27)	720 (716)	34 (34)	1,870.0 (1,894.0)	160 (154)	3 (6)	384 (372)	9 (12)	279 (244)	13 (23)	4 (9)	287.5 (260.0)
金属製品	7,466.5 (7,259.5)	1,274 (1,266)	49 (54)	1,929 (1,948)	81 (92)	4,566.5 (4,580.0)	339 (326)	17 (18)	1,305 (1,226)	71 (48)	805 (693)	76 (80)	43 (53)	864.5 (759.5)
電気機械	27,509.5 (26,565.0)	6,890 (6,834)	139 (139)	6,368 (6,285)	182 (180)	20,378.0 (20,182.0)	904 (831)	30 (24)	2,731 (2,483)	100 (115)	2,375 (2,037)	164 (142)	111 (97)	2,512.5 (2,156.5)
その他機械	41,624.0 (41,265.0)	9,345 (9,448)	223 (217)	9,945 (10,191)	265 (288)	28,990.5 (29,448.0)	1,440 (1,390)	56 (48)	5,264 (5,014)	109 (99)	4,146 (3,715)	286 (259)	180 (162)	4,379.0 (3,925.5)
その他	14,640.0 (14,484.5)	2,871 (2,874)	145 (135)	3,565 (3,669)	166 (160)	9,535.0 (9,632.0)	552 (554)	89 (96)	2,040 (1,938)	159 (131)	1,609 (1,488)	248 (222)	119 (92)	1,792.5 (1,645.0)

注 1 (1)②の表と同じ

(4) 民間企業における雇用状況の推移

年	障害者の数(人)		実雇用率(%)		法定雇用率達成企業の割合(%)	
	対前年増減	対前年増減	対前年増減	対前年増減	対前年増減	対前年増減
昭和						
52年	128,429		1.09		52.8	
53年	126,493	△ 1,936	1.11	0.02	52.1	△ 0.7
54年	128,493	2,000	1.12	0.01	52.0	△ 0.1
55年	135,228	6,735	1.13	0.01	51.6	△ 0.4
56年	144,713	9,485	1.18	0.05	53.4	1.8
57年	152,603	7,890	1.22	0.04	53.8	0.4
58年	155,515	2,912	1.23	0.01	53.5	△ 0.3
59年	159,909	4,394	1.25	0.02	53.6	0.1
60年	168,276	8,367	1.26	0.01	53.5	△ 0.1
61年	170,247	1,971	1.26	0.00	53.8	0.3
62年	171,880	1,633	1.25	△ 0.01	53.0	△ 0.8
63年	187,115	15,235	1.31	0.06	51.5	△ 1.5
平成						
元年	( 177,708 )	( 5,828 )	( 1.25 )	( 0.00 )		
2年	195,276	8,161	1.32	0.01	51.6	0.1
3年	203,634	8,358	1.32	0.00	52.2	0.6
4年	214,814	11,180	1.32	0.00	51.8	△ 0.4
5年	229,627	14,813	1.36	0.04	51.9	0.1
6年	240,985	11,358	1.41	0.05	51.4	△ 0.5
7年	( 237,621 )	( 7,994 )	( 1.39 )	( 0.03 )		
8年	245,348	4,363	1.44	0.03	50.4	△ 1.0
9年	247,077	1,729	1.45	0.01	50.6	0.2
10年	247,982	905	1.47	0.02	50.5	△ 0.1
11年	250,030	2,048	1.47	0.00	50.2	△ 0.3
12年	251,443	1,413	1.48	0.01	50.1	△ 0.1
13年	254,562	3,119	1.49	0.01	44.7	△ 5.4
14年	( 249,920 )	( 1,523 )	( 1.48 )	( 0.00 )		
15年	252,836	△ 1,726	1.49	0.00	44.3	△ 0.4
16年	252,870	34	1.49	0.00	43.7	△ 0.6
17年	246,284	△ 6,586	1.47	△ 0.02	42.5	△ 1.2
18年	247,093	809	1.48	0.01	42.5	0.0
19年	257,939	10,846	1.46	△ 0.02	41.7	△ 0.8
20年	269,066	11,127	1.49	0.03	42.1	0.4
21年	283,750.5	14,684.5	1.52	0.03	43.4	1.3
22年	( 281,833 )	( 12,767 )	( 1.51 )	( 0.02 )		
23年	302,716.0	18,965.5	1.55	0.03	43.8	0.4
24年	325,603	22,887	1.59	0.04	44.9	1.1
25年	332,811.5	7,208.5	1.63	0.04	45.5	0.6
26年	342,973.5	10,162.0	1.68	0.05	47.0	1.5
27年	366,199.0	23,225.5	1.65	△ 0.03	45.3	△ 1.7
28年	( 359,492.0 )	( 16,518.5 )	( 1.75 )	( 0.07 )		
29年	382,363.5	16,164.5	1.69	0.04	46.8	1.5
30年	408,947.0	26,584.0	1.76	0.07	42.7	△ 4.1
元	( 404,459.0 )	( 22,095.5 )	( 1.76 )	( 0.07 )		
2	431,225.5	22,278.0	1.82	0.06	44.7	2.0
3	453,133.5	21,908.0	1.88	0.06	47.2	2.5
4	474,374.0	21,240.5	1.92	0.04	48.8	1.6
5	495,795.0	21,421.0	1.97	0.05	50.0	1.2
6	534,769.5	38,974.5	2.05	0.08	45.9	△ 4.1
7	( 523,062.5 )	( 27,267.5 )	( 2.03 )	( 0.06 )		
8	560,608.5	25,839.0	2.11	0.06	48.0	2.1
9	578,292.0	17,683.5	2.15	0.04	48.6	0.6

注1

障害者の数とは、次に掲げる者の合計である。

～昭和63年

身体障害者 (重度身体障害者はダブルカウント)

昭和63年～平成4年

〔身体障害者 (重度身体障害者はダブルカウント)、

知的障害者

平成5年～平成17年

〔身体障害者 (重度身体障害者はダブルカウント)、

知的障害者 (重度知的障害者はダブルカウント)、

〔重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者

平成18年

〔身体障害者 (重度身体障害者はダブルカウント)、

知的障害者 (重度知的障害者はダブルカウント)、

精神障害者、

〔重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である短時間労働者 (精神障害者は0.5カウント)

平成23年

〔身体障害者 (重度身体障害者はダブルカウント)、

知的障害者 (重度知的障害者はダブルカウント)、

精神障害者、

〔重度身体障害者、重度知的障害者及び知的障害者並びに精神障害者である

短時間労働者(重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者は0.5カウント)(※)

※ 平成30年以降は、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者については、

1人分とカウントしている。

①通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること

②通報年の3年前の年に属する6月2日以前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を

取得した者であること

注2

( ) 内は、それぞれ前年度の改正前の制度に基づいて計算した場合の数値である。

### (5) 障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数

区分	①法定雇用率未達成企業の数	②不足数							③障害者の数が50人である企業数	
		0.5人又は1人	1.5人又は2人	2.5人又は3人	3.5人又は4人	4.5人以上9人以下	9.5人以上20人以下	20.5人以上50人以下		50.5人以上
規模計	52,742 (100.0%)	34,591 (65.6%)	10,438 (19.8%)	3,774 (7.2%)	2,120 (4.0%)	1,611 (3.1%)	171 (0.3%)	27 (0.1%)	10 (0.0%)	30,542 (57.9%)
45.5-100人未満	27,320 (100.0%)	25,773 (94.3%)	1,547 (5.7%)	—	—	—	—	—	—	25,478 (93.3%)
100-300人未満	17,513 (100.0%)	7,187 (41.0%)	7,211 (41.2%)	2,222 (12.7%)	725 (4.1%)	188 (1.0%)	—	—	—	5,020 (28.7%)
300-500人未満	3,956 (100.0%)	921 (23.3%)	917 (23.2%)	904 (22.9%)	730 (18.5%)	484 (12.2%)	0 (0.0%)	—	—	39 (1.0%)
500-1000人未満	2,566 (100.0%)	500 (19.5%)	556 (21.7%)	447 (17.4%)	464 (18.1%)	583 (21.9%)	36 (1.4%)	—	—	4 (0.2%)
1,000人以上	1,387 (100.0%)	210 (15.1%)	207 (14.9%)	201 (14.5%)	201 (14.5%)	396 (28.6%)	135 (9.7%)	27 (1.9%)	10 (0.7%)	1 (0.1%)

注1 上段は企業数、下段は当該企業規模階級内における構成比。

注2 ②欄の「不足数」とは、法定雇用率を達成するために、現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならぬ障害者の数である。

## (6) 都道府県別の実雇用率等の状況

注 都道府県別の状況は、企業の主たる事務所(特例子会社等の認定を受けている企業にあっては、その親会社の主たる事務所)が所在する都道府県において、集計したものである。

都道府県名	実雇用率	(対前年増減)	法定雇用率達成 企業の割合	(対前年増減)	法定雇用率達成企業の数
全国	2.15	0.04	48.6	0.6	49,956
北海道	2.35	0.08	50.9	0.5	1,900
青森	2.30	0.01	54.1	△1.0	536
岩手	2.28	0.01	57.0	0.4	582
宮城	2.17	0.06	51.4	1.0	786
秋田	2.25	0.11	63.8	3.4	491
山形	2.11	0.02	53.6	0.4	508
福島	2.16	0.05	55.7	1.0	811
茨城	2.19	0.05	52.1	1.7	853
栃木	2.18	0.11	57.4	1.1	732
群馬	2.16	0.02	56.6	0.6	887
埼玉	2.30	0.08	49.5	0.7	1,729
千葉	2.12	0.01	51.9	0.3	1,362
東京	2.04	0.04	32.5	0.5	7,049
神奈川	2.13	0.04	47.4	0.9	2,280
新潟	2.17	0.05	59.0	1.2	1,160
富山	2.13	0.05	56.9	0.8	601
石川	2.35	0.07	56.4	△0.3	621
福井	2.44	0.09	58.9	1.8	435
山梨	2.05	0.02	56.2	0.2	349
長野	2.25	0.08	58.8	0.7	1,009
岐阜	2.17	0.00	54.5	△0.8	880
静岡	2.19	0.04	52.3	0.6	1,603
愛知	2.08	0.06	47.2	1.0	3,027
三重	2.28	0.02	59.0	0.7	722
滋賀	2.29	0.01	56.2	0.5	497
京都	2.24	0.01	53.1	0.5	1,005
大阪	2.12	0.04	43.8	0.7	3,674
兵庫	2.21	0.05	50.9	△0.1	1,771
奈良	2.83	0.04	62.5	2.7	424
和歌山	2.53	0.07	61.6	△0.5	380
鳥取	2.37	0.09	63.0	4.4	298
島根	2.59	0.10	68.0	△1.5	395
岡山	2.44	△ 0.01	53.6	0.8	789
広島	2.25	0.07	49.0	0.9	1,155
山口	2.61	0.02	58.6	1.0	561
徳島	2.22	△0.04	62.7	1.9	326
香川	2.08	0.03	55.7	0.0	486
愛媛	2.29	0.07	52.8	△0.9	557
高知	2.40	0.04	62.7	1.2	334
福岡	2.18	0.06	52.8	2.2	2,086
佐賀	2.65	0.04	68.9	0.2	417
長崎	2.61	0.07	62.7	1.4	638
熊本	2.35	0.03	58.9	2.0	758
大分	2.55	△0.03	60.8	△1.5	531
宮崎	2.52	0.07	63.6	0.6	538
鹿児島	2.44	0.04	62.0	1.6	792
沖縄	2.74	0.08	62.2	2.9	631

## (7) 特例子会社の状況

### ① 概況

区分	① 特例子会社数 (法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数)	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数		③ 障害者の数		E. 計 $A \times 2 + B + C + D \times 0.5$
		A. 重度身体障害者及び重度知的障害者 ある労働者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者 ある労働者	C. 重度以外の身体障害者及び知的障害者 ある労働者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者 ある労働者	
特例子会社	542 ( 517 )	10,276 ( 10,132 )	201 ( 165 )	18,022 ( 16,190 )	287 ( 311 )	38,918.5 ( 36,774.5 )

注 1(1)①の表と同じ

※ 本表は、親会社分を含まない、特例子会社分のみを集計である。

### ② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数		② 身体障害者の数		③ 知的障害者の数		④ 精神障害者の数		F. 計 $c + (d-e) \times 0.5 + e$					
	a. 重度身体障害者	b. 重度以外の身体障害者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者	e. 重度以外の知的障害者	f. 重度以外の知的障害者	g. 重度以外の精神障害者	h. 重度以外の精神障害者						
特例子会社	38,918.5 ( 36,774.5 )	4,589 ( 4,798 )	110 ( 94 )	2,259 ( 2,217 )	52 ( 65 )	11,573.0 ( 11,939.5 )	91 ( 71 )	9,031 ( 8,080 )	113 ( 133 )	20,552.5 ( 18,885.5 )	6,592 ( 5,729 )	262 ( 277 )	140 ( 164 )	6,793.0 ( 5,949.5 )

注 1(1)②の表と同じ

※ 本表は、親会社分を含まない、特例子会社分のみを集計である。

### ◎ 「特例子会社」制度とは

障害者雇用率制度においては、障害者の雇用機会の確保（法定雇用率＝2.2%）は個々の事業主（企業）ごとに義務づけられている。その特例である「特例子会社」制度は、障害者の雇用の促進及び安定を図るため、事業主が障害者の雇用に特別の配慮をした子会社を設立し、一定の要件を満たす場合には、その子会社に雇用されている労働者を親会社に雇用されているものとみなして、実雇用率を算定できることとしている。

詳細表

2 国、地方公共団体の機関における在職状況

(1) 国の機関 (法定雇用率2.5%)

① 概況

区分	① 機関数 ( )	② 法定雇用障害者数の算定基礎となる職員数		③ 障害者の数		④ 美雇用率 $E \div ② \times 100$	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合
		A. 重度身体障害者及び知的障害者	B. 重度身体障害者及び知的障害者	C. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者(注4)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者(注5)			
計	45 ( 44 )	329,989.5 ( 328,132.5 )	1,693 ( 1,473 )	5,513 ( 4,285 )	328 ( 266 )	2.83 ( 2.31 )	44 ( 27 )	97.8 ( 61.4 )
行政機関	36 ( 35 )	300,586.5 ( 299,324.5 )	1,503 ( 1,360 )	5,124 ( 4,121 )	326 ( 264 )	2.85 ( 2.40 )	36 ( 22 )	100.0 ( 62.9 )
立法機関	5 ( 5 )	3,993.0 ( 3,688.0 )	27 ( 23 )	53 ( 52 )	1 ( 2 )	2.74 ( 2.74 )	5 ( 5 )	100.0 ( 100.0 )
司法機関	4 ( 4 )	25,410.0 ( 25,120.0 )	163 ( 90 )	336 ( 112 )	1 ( 0 )	2.61 ( 1.16 )	3 ( 0 )	75.0 ( 0.0 )

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数		② 身体障害者の数		③ 知的障害者の数		④ 精神障害者の数	
	a. 重度身体障害者	b. 重度以外の身体障害者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の知的障害者	e. 重度以外の知的障害者	f. 計	g. うち新規雇用分	h. うち新規雇用分
計	9,336.0 ( 7,577.0 )	1,674 ( 1,447 )	267 ( 205 )	1,945 ( 1,632 )	273 ( 227 )	6 ( 8 )	183 ( 170 )	903 ( 660 )
行政機関	8,563.0 ( 7,184.0 )	1,486 ( 1,337 )	264 ( 203 )	1,753 ( 1,540 )	271 ( 225 )	6 ( 8 )	176 ( 166 )	886 ( 652 )
立法機関	109.5 ( 101.0 )	25 ( 20 )	2 ( 2 )	12 ( 12 )	1 ( 2 )	0 ( 0 )	4 ( 4 )	9 ( 8 )
司法機関	663.5 ( 292.0 )	163 ( 90 )	1 ( 0 )	180 ( 80 )	1 ( 0 )	0 ( 0 )	3 ( 0 )	8 ( 0 )

(2)②表の注)

- ①欄の「障害者の数」とは②a欄及び④欄の計である。
- ②a欄の重度障害者については法律上、1人2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- ②b欄の重度障害者及びb1欄の身体障害者並びに②d欄の精神障害者(e欄(注5)参照)に該当する者を除く。)である。短時間勤務職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、②b欄及び④b欄を算出するに当たって0.5カウント
- ②c欄のac欄及び④c欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員であり、②③のbd欄及び④d欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。
- ④欄の職員とは、精神障害者である短時間勤務職員であること  
 ① 平成29年6月2日以後に採用された者であること  
 ② 平成29年6月2日以前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること  
 ③ ②a欄及び④a欄の1つは新規雇用分は令和元年6月1日現在の数値である。  
 ④ ②b欄及び④b欄は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。  
 なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。  
 8 この集計は、令和2年12月18日時点の集計結果に基づき作成した。

【参考】国の機関における障害種別別の雇用身体障害者数

国の機関	計		身体不自由		知的障害		精神障害		その他	
	計	うち新規雇用分	上肢不自由	下肢不自由	知的障害	精神障害	知的障害	精神障害	その他	その他
計	4,153	145	381	1,002	211	182	698	492	21	133
行政機関	3,613	129	331	962	191	172	658	442	21	133
立法機関	109.5	25	2	12	1	0	4	9	0	0
司法機関	663.5	163	1	180	0	3	145	8	32	0

※実人数

(2)①表の注)

- ①欄の「法定雇用障害者数の算定基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- ②a欄の「重度身体障害者及び知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、b欄の計を算出するに当たりダブルカウントとし、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- ただし、精神障害者である短時間勤務職員であっても、以下の注4に該当する者については、1人とカウントしている。
- A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員である。B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の短時間勤務職員である。
- C欄の精神障害者には、精神障害者である短時間勤務職員であって、次のいずれかに該当する者を含む。  
 ① 平成29年6月2日以後に採用された者であること  
 ② 平成29年6月2日以前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること  
 ③ ②a欄の精神障害者である短時間勤務職員とは、精神障害者である短時間勤務職員のうち、注4に該当しない者である。  
 ④ ②b欄の「うち新規雇用分」は令和元年6月2日から令和2年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた職員数である。  
 ⑤ ②c欄の「うち新規雇用分」は令和元年6月1日現在の数値である。なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。  
 8 この集計は、令和2年12月18日時点の集計結果に基づき作成した。

## (2) 都道府県の機関（法定雇用率2.5%）

### ① 概況

区分	機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	③ 障害者の数				④ 美雇用率 $E \div ② \times 100$	⑤ 法定雇用率達成機関の割合	⑥ 法定雇用率達成機関の割合	
			A. 重度身体障害者及び知的障害者	B. 重度身体障害者及び知的障害者並びに身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者及び労働時間勤務員（注4）	C. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者及び労働時間勤務員（注5）	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者及び労働時間勤務員（注5）				E. 計
計	159 ( 158 )	355,407.5 ( 345,606.0 )	2,496 ( 2,442 )	307 ( 299 )	4,139 ( 3,594 )	523 ( 512 )	9,699.5 ( 9,033.0 )	2.76 ( 2.61 )	142 ( 122 )	89.3 ( 77.2 )
都道府県知事部局	47 ( 47 )	277,904.5 ( 270,714.0 )	2,016 ( 1,975 )	168 ( 164 )	3,280 ( 2,859 )	309 ( 290 )	7,634.5 ( 7,118.0 )	2.75 ( 2.63 )	42 ( 33 )	89.4 ( 70.2 )
その他の都道府県機関	112 ( 111 )	77,503.0 ( 74,892.0 )	480 ( 467 )	139 ( 135 )	859 ( 735 )	214 ( 222 )	2,065.0 ( 1,915.0 )	2.66 ( 2.56 )	100 ( 89 )	89.3 ( 80.2 )

注 2(1)①の表と同じ

### ② 障害種別在職状況

区分	障害者の数	① 重度身体障害者			② 身体障害者の数			③ 知的障害者の数			④ 精神障害者の数					
		A. 重度身体障害者	B. 重度身体障害者である身体障害者	C. 重度以外の身体障害者	D. 重度以外の身体障害者である身体障害者	E. 計	F. うち新規雇用分	G. 重度知的障害者	H. 重度以外の知的障害者	I. 計	J. うち新規雇用分	K. 重度精神障害者	L. 重度以外の精神障害者	M. 計	N. うち新規雇用分	
計	9,699.5 ( 9,033.0 )	2,486 ( 2,428 )	302 ( 295 )	2,863 ( 2,760 )	412 ( 397 )	8,343.0 ( 8,109.5 )	639.5 ( 757.5 )	10 ( 14 )	5 ( 4 )	165 ( 112 )	77 ( 84 )	228.5 ( 186.0 )	942 ( 566 )	203 ( 187 )	1,128.0 ( 737.5 )	438.5 ( 315.5 )
都道府県知事部局	7,634.5 ( 7,118.0 )	2,007 ( 1,962 )	167 ( 162 )	2,253 ( 2,199 )	237 ( 214 )	6,552.5 ( 6,392.0 )	494.5 ( 584.5 )	9 ( 13 )	1 ( 2 )	148 ( 98 )	59 ( 65 )	196.5 ( 158.5 )	748 ( 443 )	144 ( 130 )	885.5 ( 567.5 )	364.5 ( 262.5 )
その他の都道府県機関	2,065.0 ( 1,915.0 )	479 ( 466 )	135 ( 133 )	610 ( 561 )	175 ( 183 )	1,790.5 ( 1,717.5 )	145.0 ( 173.0 )	1 ( 1 )	4 ( 2 )	17 ( 14 )	18 ( 19 )	32.0 ( 27.5 )	194 ( 123 )	59 ( 57 )	242.5 ( 170.0 )	74.0 ( 53.0 )

注 2(1)②の表と同じ

### (3) 市町村の機関（法定雇用率2.5%）

#### ① 概況

区分	① 機関数 ( 2,441 )	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数 ( 1,301,788.5 ) ( 1,200,580.0 )	③ 障害者の数			④ 実雇用率 $E \div ② \times 100$	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合			
			A. 重度身体障害者及び知的障害者 7,912	B. 重度身体障害者及び知的障害者 569	C. 重度以外の障害者及び知的障害者 14,507				D. 重度以外の障害者及び知的障害者 10,448	E. 計 $A \times 2 + B + C + D$ F. うち新規雇用分 3,494.0	
市町村の機関	2,465 ( 2,441 )	1,301,788.5 ( 1,200,580.0 )	7,912 ( 7,494 )	569 ( 569 )	14,507 ( 12,924 )	10,448 ( 994 )	31,424.0 ( 28,978.0 )	3,494.0 ( 2,829.5 )	2.41 ( 2.41 )	1,741 ( 1,766 )	70.6 ( 72.3 )

注 2(1)①の表と同じ

#### ② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数			② 身体障害者の数			③ 知的障害者の数			④ 精神障害者の数					
	a. 重度身体障害者 7,821 ( 7,421 )	b. 重度身体障害者 523 ( 530 )	c. 重度以外の身体障害者 10,012 ( 9,629 )	a. 重度身体障害者 754 ( 735 )	b. 重度身体障害者 10,012 ( 9,629 )	c. 重度以外の身体障害者 26,554.0 ( 25,388.5 )	a. 重度知的障害者 91 ( 73 )	b. 重度知的障害者 46 ( 39 )	c. 重度以外の知的障害者 818 ( 682 )	a. 重度精神障害者 3,249 ( 2,323 )	b. 重度精神障害者 531 ( 369 )	c. 重度以外の精神障害者 1,141.5 ( 957.0 )	a. 重度精神障害者 428 ( 290 )	b. 重度精神障害者 3,728.5 ( 2,652.5 )	c. 重度以外の精神障害者 1,046.5 ( 767.5 )
市町村の機関	31,424.0 ( 28,978.0 )	523 ( 530 )	10,012 ( 9,629 )	754 ( 735 )	10,012 ( 9,629 )	26,554.0 ( 25,388.5 )	91 ( 73 )	46 ( 39 )	818 ( 682 )	3,249 ( 2,323 )	531 ( 369 )	1,141.5 ( 957.0 )	428 ( 290 )	3,728.5 ( 2,652.5 )	1,046.5 ( 767.5 )

注 2(1)②の表と同じ



(4) 都道府県等の教育委員会 (法定雇用率2.4%)

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用者数の算定基礎となる職員数		③ 障害者の数		④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合
		A. 重度身体障害者及び知的障害者 a. 重度身体障害者 b. 重度身体障害者である 短期勤務員	B. 重度身体障害者及び知的障害者 c. 重度身体障害者 d. 重度身体障害者である 短期勤務員	D. 重度以外の障害者 e. 重度以外の障害者 f. 重度以外の障害者である 短期勤務員	E. うち新規雇用 分			
計	101 ( 100 )	729,491.0 ( 714,968.5 )	3,774 ( 3,616 )	214 ( 210 )	6,986 ( 5,815 )	14,956.0 ( 13,477.5 )	2460.0 ( 2065.0 )	38.6 ( 38.0 )
都道府県教育委員会	47 ( 47 )	639,291.0 ( 630,655.0 )	3,369 ( 3,217 )	194 ( 184 )	6,043 ( 4,959 )	13,156.0 ( 11,770.0 )	2179.5 ( 1851.5 )	31.9 ( 12.8 )
市町村教育委員会	54 ( 53 )	90,200.0 ( 84,313.5 )	405 ( 399 )	20 ( 26 )	943 ( 856 )	1,800.0 ( 1,707.5 )	280.5 ( 213.5 )	44.4 ( 60.4 )

注 2(1)①の表と同じ

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数		② 身体障害者の数		③ 知的障害者の数		④ 精神障害者の数				
	a. 重度身体障害者 b. 重度身体障害者である 短期勤務員	c. 重度以外の身体障害者 d. 重度以外の身体障害者である 短期勤務員	e. 重度以外の身体障害者 f. 重度以外の身体障害者である 短期勤務員	g. 重度以外の知的障害者 h. 重度以外の知的障害者である 短期勤務員	i. 重度以外の知的障害者 j. 重度以外の知的障害者である 短期勤務員	k. 精神障害者 l. 精神障害者である 短期勤務員	m. 精神障害者 n. 精神障害者である 短期勤務員	o. 精神障害者 p. 精神障害者である 短期勤務員			
計	14,956.0 ( 13,477.5 )	12,124.0 ( 11,608.5 )	302 ( 299 )	49 ( 25 )	6 ( 6 )	507 ( 355 )	84 ( 99 )	232 ( 217 )	202 ( 174 )	2,179.0 ( 1,408.5 )	957.5 ( 704.0 )
都道府県教育委員会	13,156.0 ( 11,770.0 )	10,684.5 ( 10,166.5 )	255 ( 251 )	33 ( 18 )	6 ( 6 )	419 ( 267 )	81 ( 97 )	209 ( 195 )	183 ( 157 )	1,930.0 ( 1,246.0 )	853.5 ( 631.0 )
市町村教育委員会	1,800.0 ( 1,707.5 )	1,429.5 ( 1,442.0 )	47 ( 48 )	16 ( 7 )	0 ( 0 )	88 ( 88 )	3 ( 2 )	23 ( 22 )	19 ( 17 )	249.0 ( 162.5 )	104.0 ( 73.0 )

注 2(1)②の表と同じ

### 3 独立行政法人等における雇用状況(法定雇用率2.5%)

#### ① 概況

区分	① 法人数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数		③ 障害者の数			④ 実雇用率 $E = \textcircled{2} \times 100$	⑤ 法定雇用率 達成法人の数	⑥ 法定雇用率 達成法人の割合
		A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び知的障害者	C. 重度身体障害者及び知的障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者	E. 計			
計	364 ( 352 )	446,151.0 ( 440,944.0 )	2,860 ( 2,849 )	5,793 ( 5,608 )	273 ( 244 )	11,759.5 ( 11,612.0 )	2.64 ( 2.63 )	279 ( 282 )	76.8 ( 80.1 )
独立行政法人等(国公立大学等を除く)	91 ( 91 )	215,025.0 ( 212,384.0 )	1,408 ( 1,400 )	2,927 ( 2,872 )	182 ( 165 )	5,955.0 ( 5,878.5 )	2.77 ( 2.77 )	82 ( 83 )	90.1 ( 91.2 )
国立大学法人等	89 ( 90 )	148,949.5 ( 148,063.0 )	985 ( 977 )	1,781 ( 1,758 )	35 ( 35 )	3,803.5 ( 3,757.5 )	2.55 ( 2.54 )	70 ( 72 )	78.7 ( 80.0 )
地方独立行政法人等	174 ( 171 )	82,176.5 ( 80,907.0 )	457 ( 472 )	1,025 ( 978 )	56 ( 44 )	2,001.0 ( 1,976.0 )	2.44 ( 2.45 )	127 ( 127 )	73.0 ( 74.3 )

#### ② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数		② 身体障害者の数		③ 知的障害者の数		④ 精神障害者の数				
	a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者以外の身体障害者	c. 重度身体障害者	d. 重度身体障害者以外の身体障害者	e. 重度知的障害者	f. 重度知的障害者以外の知的障害者	g. 精神障害者	h. 精神障害者以外の精神障害者			
計	11,759.5 ( 11,612.0 )	2,459 ( 2,472 )	2,796 ( 2,851 )	151 ( 151 )	820 ( 787 )	14 ( 16 )	1,965 ( 1,809 )	241 ( 224 )	152 ( 161 )	2,161.5 ( 2,001.5 )	488.0 ( 538.5 )
独立行政法人等(国公立大学等を除く)	5,955.0 ( 5,878.5 )	1,338 ( 1,327 )	1,576 ( 1,609 )	99 ( 101 )	239 ( 225 )	7 ( 7 )	1,018 ( 940 )	152 ( 142 )	94 ( 98 )	1,141.0 ( 1,060.0 )	244.5 ( 280.5 )
国立大学法人等	3,803.5 ( 3,757.5 )	719 ( 731 )	743 ( 767 )	23 ( 24 )	406 ( 398 )	4 ( 4 )	606 ( 569 )	38 ( 33 )	26 ( 24 )	638.0 ( 597.5 )	138.5 ( 161.5 )
地方独立行政法人等	2,001.0 ( 1,976.0 )	402 ( 414 )	477 ( 475 )	29 ( 29 )	175 ( 164 )	3 ( 5 )	341 ( 300 )	51 ( 49 )	32 ( 39 )	382.5 ( 344.0 )	105.0 ( 96.5 )

#### [注]表の注

- ①欄の「障害者の数」とは②のe欄及び④のb欄の計である。
- ②a欄の「重度身体障害者」とは、精神障害者である短時間労働者であって、次の注4に該当する者であること。
- ②b欄の「重度身体障害者以外の身体障害者」とは、精神障害者である短時間労働者であって、次の注4に該当する者であること。
- ②c欄の「重度身体障害者」とは、精神障害者である短時間労働者であって、次の注4に該当する者であること。
- ②d欄の「重度身体障害者以外の身体障害者」とは、精神障害者である短時間労働者であって、次の注4に該当する者であること。
- ②e欄の「重度知的障害者」とは、精神障害者である短時間労働者であって、次の注4に該当する者であること。
- ②f欄の「重度知的障害者以外の知的障害者」とは、精神障害者である短時間労働者であって、次の注4に該当する者であること。
- ②g欄の「精神障害者」とは、精神障害者である短時間労働者であって、次の注4に該当する者であること。
- ②h欄の「精神障害者以外の精神障害者」とは、精神障害者である短時間労働者であって、次の注4に該当する者であること。

※「独立行政法人等」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令第1号から第8号まで、「地方独立行政法人等」とは、同令第2の第9号から第10号までの法人を指す。

#### [注]表の注

- ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者数から除外率相当数(身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- ②a欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」とは、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者」並びに精神障害者である短時間労働者とし、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者」の計を算出するに当たりダブルカウントとし、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者」の計を算出するに当たり0.5カウントとする。
- A, C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B, D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の短時間労働者である。
- C欄の精神障害者には、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者を含む。
  - 平成29年6月2日以後に採用された者であること。
  - 平成29年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。
- D欄の精神障害者である短時間労働者とは、精神障害者である短時間労働者のうち、注4に該当しない者である。
- F欄のうち新規雇用分とは令和元年6月2日から令和2年6月1日までの1年間に新規に雇い入れた者である。
- ( )内は令和元年6月1日現在の数値である。なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。
- この集計は、令和2年12月18日時点の集計結果に基づき作成した。

## 4 公的機関の状況

### (1) 国の機関の状況（法定雇用率2.5%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
<b>国の機関合計</b>	<b>329,989.5</b>	<b>9,336.0</b>	<b>2.83</b>	<b>2.0</b>	
<b>行政機関合計</b>	<b>300,586.5</b>	<b>8,563.0</b>	<b>2.85</b>	<b>0.0</b>	
内閣官房	1,498.0	42.0	2.80	0.0	
内閣法制局	79.5	2.0	2.52	0.0	
内閣府	3,388.5	90.5	2.67	0.0	
カジノ管理委員会	136.0	3.0	2.21	0.0	注5
宮内庁	1,188.0	33.0	2.78	0.0	
公正取引委員会	918.0	24.0	2.61	0.0	
警察庁	2,281.0	72.0	3.16	0.0	
金融庁	1,709.5	43.5	2.54	0.0	
消費者庁	489.0	16.0	3.27	0.0	
個人情報保護委員会	142.0	4.0	2.82	0.0	
復興庁	228.0	6.0	2.63	0.0	
総務省	5,347.5	150.5	2.81	0.0	特例承認あり 注4
法務省	33,105.0	905.0	2.73	0.0	
出入国在留管理庁	4,385.0	140.5	3.20	0.0	
公安調査庁	1,644.5	50.0	3.04	0.0	
外務省	3,306.5	103.0	3.12	0.0	
財務省	11,984.0	324.5	2.71	0.0	
国税庁	59,398.0	1,660.0	2.79	0.0	
文部科学省	2,850.0	72.0	2.53	0.0	特例承認あり 注4
厚生労働省	56,236.0	1,673.5	2.98	0.0	
農林水産省	16,064.0	452.0	2.81	0.0	
林野庁	4,905.5	141.5	2.88	0.0	
水産庁	758.5	25.0	3.30	0.0	
経済産業省	6,569.5	195.0	2.97	0.0	特例承認あり 注4
特許庁	3,462.5	88.5	2.56	0.0	
国土交通省	42,212.5	1,236.5	2.93	0.0	
観光庁	266.5	10.0	3.75	0.0	
気象庁	4,780.0	139.0	2.91	0.0	
海上保安庁	237.0	17.0	7.17	0.0	
運輸安全委員会	194.0	6.0	3.09	0.0	
環境省	2,858.5	79.0	2.76	0.0	
原子力規制委員会	1,204.5	33.5	2.78	0.0	
防衛省	23,241.5	619.0	2.66	0.0	
防衛装備庁	1,556.5	46.0	2.96	0.0	
人事院	681.5	20.0	2.93	0.0	
会計検査院	1,280.0	40.0	3.13	0.0	
<b>立法機関合計</b>	<b>3,993.0</b>	<b>109.5</b>	<b>2.74</b>	<b>0.0</b>	
衆議院事務局	1,634.0	40.5	2.48	0.0	
衆議院法制局	84.0	2.0	2.38	0.0	
参議院事務局	1,243.0	33.0	2.65	0.0	
参議院法制局	69.0	1.0	1.45	0.0	
国立国会図書館	963.0	33.0	3.43	0.0	
<b>司法機関合計</b>	<b>25,410.0</b>	<b>663.5</b>	<b>2.61</b>	<b>2.0</b>	
最高裁判所	1,030.5	27.0	2.62	0.0	
高等裁判所	1,752.0	45.0	2.57	0.0	
地方裁判所	16,004.0	423.5	2.65	2.0	注6
家庭裁判所	6,623.5	168.0	2.54	0.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントとしている。  
また、短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者については1人を1カウントとしている。  
さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である、短時間勤務職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。ただし、短時間勤務職員である精神障害者であって、平成29年6月2日以降に採用された者又は平成29年6月2日より前に採用され、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者は、1人1カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。  
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 4 注4の省庁は、特例承認を受けている。  
特例承認とは、省庁及び当該省庁におかれる外局の申請に基づき、厚生労働大臣の承認を受けた場合に、当該省庁におかれる外局に勤務する職員を当該省庁に勤務する職員とみなすものである。
- 5 カジノ管理委員会は、令和2年1月7日付けで発足したため、本年6月1日現在の任免状況通報書より通報対象となる。
- 6 不足が生じていた庁については、10月1日現在において、不足数0.0人となっている。
- 7 この集計は、令和2年12月18日時点の集計結果に基づき作成した。

特例承認一覧

省庁	外局等		
総務省	消防庁		
文部科学省	文化庁	スポーツ庁	
経済産業省	中小企業庁	資源エネルギー庁	

(2) 都道府県知事部局の状況（法定雇用率2.5%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合計	277,904.5	7,634.5	2.75	39.5	
北海道	12,830.0	340.0	2.65	0.0	
青森県	3,886.0	113.5	2.92	0.0	
岩手県	4,374.5	115.0	2.63	0.0	
宮城県	5,575.0	156.5	2.81	0.0	特例認定あり 注4
秋田県	3,912.5	116.5	2.98	0.0	
山形県	7,312.0	202.5	2.77	0.0	特例認定あり 注4
福島県	5,983.0	158.5	2.65	0.0	
茨城県	5,757.0	150.5	2.61	0.0	
栃木県	5,081.0	156.0	3.07	0.0	特例認定あり 注4
群馬県	4,638.0	101.0	2.18	14.0	注5①
埼玉県	7,473.5	215.5	2.88	0.0	
千葉県	8,440.0	241.0	2.86	0.0	特例認定あり 注4
東京都	27,063.0	761.5	2.81	0.0	
神奈川県	7,975.5	217.0	2.72	0.0	特例認定あり 注4
新潟県	6,092.0	166.5	2.73	0.0	特例認定あり 注4
富山県	4,649.0	118.5	2.55	0.0	特例認定あり 注4
石川県	5,206.0	138.0	2.65	0.0	特例認定あり 注4
福井県	4,180.5	105.0	2.51	0.0	
山梨県	3,967.5	110.0	2.77	0.0	
長野県	5,987.5	172.5	2.88	0.0	特例認定あり 注4
岐阜県	5,393.5	160.5	2.98	0.0	
静岡県	6,305.5	157.5	2.50	0.0	特例認定あり 注4
愛知県	9,644.5	267.5	2.77	0.0	
三重県	4,942.5	154.5	3.13	0.0	特例認定あり 注4
滋賀県	4,497.5	115.0	2.56	0.0	特例認定あり 注4
京都府	4,864.0	126.5	2.60	0.0	
大阪府	8,312.5	287.0	3.45	0.0	特例認定あり 注4
兵庫県	7,151.0	187.0	2.62	0.0	特例認定あり 注4
奈良県	4,040.5	105.5	2.61	0.0	特例認定あり 注4
和歌山県	4,193.0	101.0	2.41	3.0	
鳥取県	3,401.0	112.0	3.29	0.0	特例認定あり 注4
島根県	4,002.0	99.0	2.47	1.0	特例認定あり 注4
岡山県	4,453.0	114.5	2.57	0.0	特例認定あり 注4
広島県	6,342.5	167.0	2.63	0.0	特例認定あり 注4
山口県	3,833.5	102.5	2.67	0.0	特例認定あり 注4
徳島県	3,455.5	91.5	2.65	0.0	
香川県	5,019.5	129.5	2.58	0.0	特例認定あり 注4
愛媛県	4,505.5	121.5	2.70	0.0	
高知県	3,929.5	107.5	2.74	0.0	
福岡県	7,889.0	264.5	3.35	0.0	特例認定あり 注4
佐賀県	3,661.0	95.5	2.61	0.0	
長崎県	4,213.0	115.5	2.74	0.0	
熊本県	4,734.5	132.5	2.80	0.0	
大分県	3,982.0	107.5	2.70	0.0	
宮崎県	4,216.5	115.0	2.73	0.0	
鹿児島県	5,136.0	122.5	2.39	5.5	注5②
沖縄県	5,402.5	119.0	2.20	16.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントとしている。  
また、短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者については1人を1カウントとしている。  
さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である、短時間勤務職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。ただし、短時間勤務職員である精神障害者であって、平成29年6月2日以降に採用された者又は平成29年6月2日より前に採用され、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者は、1人1カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。  
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となる場合があり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 4 注4の機関は、特例認定を受けている。  
特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。
- 5 ①群馬県知事部局においては、12月1日時点において、障害者の数122人、実雇用率2.62%、不足数0.0人となっている。
- ②鹿児島県知事部局においては、12月1日時点において、障害者の数129.5人、実雇用率2.53%、不足数0.0人となっている。
- 6 この集計は、令和2年12月18日時点の集計結果に基づき作成した。  
特例認定一覧(都道府県知事部局)

認定地方機関(A)	みなされることとなる機関(B)			
奈良県	奈良県水道局	奈良県監査委員事務局	奈良県人事委員会事務局	奈良県労働委員会事務局
山形県	山形県企業局	山形県病院事業局		
新潟県	新潟県議会事務局			
静岡県	静岡県企業局	静岡県議会事務局		
山口県	山口県企業局			
広島県	広島県企業局	広島県議会事務局		
島根県	島根県企業局			
鳥取県	鳥取県企業局			
福岡県	福岡県議会事務局			
滋賀県	滋賀県企業庁	滋賀県病院事業庁		
香川県	香川県病院局			
栃木県	栃木県企業局			
富山県	富山県企業局			
千葉県	千葉県議会事務局			
長野県	長野県企業局			
兵庫県	兵庫県議会事務局			
岡山県	岡山県企業局			
三重県	三重県議会事務局			
大阪府	大阪府議会事務局			
神奈川県	神奈川県監査事務局			
石川県	石川県議会事務局			
宮城県	宮城県企業局	宮城県議会事務局		

## (3) その他の都道府県機関の状況（法定雇用率2.5%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	77,503.0	2,065.0	2.66	117.0	
北海道企業局	100.5	2.0	1.99	0.0	
北海道道立病院局	454.5	5.0	1.10	6.0	
北海道議会事務局	85.0	2.0	2.35	0.0	
北海道監査委員事務局	46.5	2.0	4.30	0.0	
北海道警察本部	1,439.0	41.0	2.85	0.0	
青森県病院局	775.5	12.5	1.61	6.5	注4①
青森県警察本部	395.0	8.0	2.03	1.0	
岩手県企業局	88.5	5.0	5.65	0.0	
岩手県医療局	3,186.0	83.0	2.61	0.0	
岩手県警察本部	396.5	11.0	2.77	0.0	
宮城県警察本部	654.5	18.5	2.83	0.0	
秋田県警察本部	380.0	10.0	2.63	0.0	
秋田県公営企業	122.0	4.0	3.28	0.0	
山形県警察本部	448.0	13.0	2.90	0.0	
福島県病院局	243.5	6.0	2.46	0.0	
福島県警察本部	609.5	15.5	2.54	0.0	
福島県企業局	44.0	1.0	2.27	0.0	
茨城県企業局	188.0	5.0	2.66	0.0	
茨城県病院局	691.0	19.0	2.75	0.0	
茨城県議会事務局	46.0	1.0	2.17	0.0	
茨城県警察本部	674.5	18.0	2.67	0.0	
栃木県議会事務局	43.0	1.0	2.33	0.0	
栃木県警察本部	588.0	18.0	3.06	0.0	
群馬県企業局	314.0	12.0	3.82	0.0	
群馬県病院局	843.0	15.0	1.78	6.0	
群馬県警察本部	551.5	18.0	3.26	0.0	
埼玉県企業局	428.0	11.0	2.57	0.0	
埼玉県病院局	1,365.0	38.5	2.82	0.0	
埼玉県下水道局	115.0	3.0	2.61	0.0	
埼玉県議会事務局	66.5	2.0	3.01	0.0	
埼玉県警察本部	1,574.0	40.0	2.54	0.0	
千葉県病院局	1,353.5	40.5	2.99	0.0	
千葉県企業局	1,203.0	34.0	2.83	0.0	
千葉県競馬組合	79.5	0.0	0.00	1.0	
千葉県警察本部	1,520.0	40.5	2.66	0.0	
東京都議会議会局	153.0	5.0	3.27	0.0	
東京都人事委員会	61.5	4.0	6.50	0.0	
東京都監査事務局	93.0	3.0	3.23	0.0	
東京都交通局	2,049.0	80.0	3.90	0.0	
東京都水道局	2,789.5	83.0	2.98	0.0	
東京都下水道局	1,405.0	47.0	3.35	0.0	
警視庁	4,813.5	124.0	2.58	0.0	
東京消防庁	1,610.0	46.0	2.86	0.0	
神奈川県企業局	998.0	27.0	2.71	0.0	
神奈川県議会議会局	80.5	2.0	2.48	0.0	
神奈川県警察本部	2,215.5	54.0	2.44	1.0	注4②
新潟県企業局	98.0	2.0	2.04	0.0	
新潟県病院局	2,206.5	76.0	3.44	0.0	
新潟県警察本部	607.5	17.0	2.80	0.0	
富山県警察本部	419.5	12.0	2.86	0.0	
石川県警察本部	432.5	16.0	3.70	0.0	
福井県警察本部	417.5	16.5	3.95	0.0	
山梨県企業局	73.0	3.0	4.11	0.0	
山梨県警察本部	481.0	14.0	2.91	0.0	
長野県警察本部	608.5	18.5	3.04	0.0	
長野県議会事務局	40.5	1.0	2.47	0.0	
岐阜県警察本部	597.0	20.0	3.35	0.0	
静岡県がんセンター局	841.5	22.0	2.61	0.0	
静岡県警察本部	949.0	24.0	2.53	0.0	
愛知県企業局	381.0	13.0	3.41	0.0	
愛知県病院事業局	949.5	25.5	2.69	0.0	
愛知県議会事務局	66.5	1.0	1.50	0.0	
愛知県警察本部	1,170.5	30.5	2.61	0.0	

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
三重県企業庁	141.5	6.0	4.24	0.0	
三重県病院事業庁	175.5	6.0	3.42	0.0	
三重県警察本部	464.0	14.5	3.13	0.0	
滋賀県警察本部	354.0	10.0	2.82	0.0	
京都府公営企業	134.5	4.0	2.97	0.0	
京都府警察本部	731.0	21.0	2.87	0.0	
大阪府警察本部	2,377.0	48.0	2.02	11.0	
兵庫県企業庁	170.5	9.0	5.28	0.0	
兵庫県病院局	4,135.5	70.0	1.69	33.0	
兵庫県警察本部	1,069.5	30.0	2.81	0.0	
奈良県警察本部	396.5	12.0	3.03	0.0	
南和広域医療企業団	343.5	8.5	2.47	0.0	
和歌山県議会事務局	47.0	0.0	0.00	1.0	
和歌山県警察本部	414.5	11.0	2.65	0.0	
鳥取県病院局	952.5	26.0	2.73	0.0	
鳥取県警察本部	311.0	7.0	2.25	0.0	
島根県病院局	639.0	5.0	0.78	10.0	
島根県警察本部	350.5	9.0	2.57	0.0	
岡山県警察本部	651.0	18.0	2.76	0.0	
広島県警察本部	617.5	15.0	2.43	0.0	
山口県警察本部	532.0	14.0	2.63	0.0	
徳島県企業局	124.5	3.5	2.81	0.0	
徳島県病院局	461.0	11.5	2.49	0.0	
徳島県警察本部	393.0	13.5	3.44	0.0	
香川県警察本部	389.0	13.0	3.34	0.0	
愛媛県公営企業管理局	1,499.0	38.0	2.54	0.0	
愛媛県警察本部	453.5	13.0	2.87	0.0	
高知県公営企業局	441.0	13.0	2.95	0.0	
高知県警察本部	368.5	12.0	3.26	0.0	
福岡県警察本部	1,107.5	32.0	2.89	0.0	
佐賀県警察本部	339.0	10.0	2.95	0.0	
長崎県交通局	218.0	6.0	2.75	0.0	
長崎県病院企業団	1,299.0	36.0	2.77	0.0	
長崎県警察本部	495.5	14.5	2.93	0.0	
熊本県警察本部	505.5	13.5	2.67	0.0	
熊本県企業局	44.0	1.0	2.27	0.0	
熊本県病院局	67.5	2.0	2.96	0.0	
大分県企業局	73.5	2.5	3.40	0.0	
大分県病院局	443.5	17.0	3.83	0.0	
大分県警察本部	386.5	9.0	2.33	0.0	
宮崎県企業局	89.0	5.0	5.62	0.0	
宮崎県病院局	1,048.5	23.0	2.19	3.0	注4③
宮崎県警察本部	409.0	12.0	2.93	0.0	
鹿児島県立病院局	585.0	15.0	2.56	0.0	
鹿児島県警察本部	475.5	12.5	2.63	0.0	
沖縄県企業局	269.0	12.0	4.46	0.0	
沖縄県議会事務局	53.0	2.0	3.77	0.0	
沖縄県病院事業局	2,274.0	18.5	0.81	37.5	
沖縄県警察本部	463.0	17.0	3.67	0.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントとしている。  
また、短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者については1人を1カウントとしている。  
さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である、短時間勤務職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。ただし、短時間勤務職員である精神障害者であって、平成29年6月2日以降に採用された者又は平成29年6月2日より前に採用され、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者は、1人1カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。  
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 4 ①青森県病院局においては、11月1日時点において、障害者の数19.0人、実雇用率2.46%、不足数0.0人となっている。  
②神奈川県警察本部においては、10月1日時点において、障害者の数56.5人、実雇用率2.54%、不足数0.0人となっている。  
③宮崎県病院局においては、12月1日時点において、障害者の数27.0人、実雇用率2.58%、不足数0.0人となっている。
- 5 この集計は、令和2年12月18日時点の集計結果に基づき作成した。

## (4) 都道府県教育委員会の状況（法定雇用率2.4%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	639,291.0	13,156.0	2.06	2,363.0	
北海道	30,804.5	711.5	2.31	27.5	
青森県	9,901.5	168.0	1.70	69.0	
岩手県	9,216.5	221.5	2.40	0.0	
宮城県	11,599.0	271.0	2.34	7.0	
秋田県	7,632.0	175.5	2.30	7.5	
山形県	7,533.0	170.5	2.26	9.5	
福島県	12,138.5	234.0	1.93	57.0	
茨城県	19,056.5	468.5	2.46	0.0	
栃木県	13,032.5	323.5	2.48	0.0	
群馬県	11,886.5	148.0	1.25	137.0	
埼玉県	30,471.0	649.5	2.13	81.5	注4①
千葉県	29,178.0	575.5	1.97	124.5	
東京都	48,487.0	899.5	1.86	263.5	
神奈川県	24,058.0	428.0	1.78	149.0	
新潟県	12,917.0	296.5	2.30	13.5	
富山県	6,778.5	128.5	1.90	33.5	
石川県	7,005.0	136.0	1.94	32.0	
福井県	5,568.0	105.0	1.89	28.0	
山梨県	6,402.0	159.5	2.49	0.0	
長野県	13,452.0	314.0	2.33	8.0	
岐阜県	12,972.0	303.5	2.34	7.5	注4②
静岡県	16,527.5	288.0	1.74	108.0	
愛知県	32,044.0	364.5	1.14	404.5	
三重県	12,323.5	310.5	2.52	0.0	
滋賀県	9,405.5	250.5	2.66	0.0	
京都府	10,120.5	175.0	1.73	67.0	
大阪府	31,224.0	575.0	1.84	174.0	
兵庫県	25,782.5	366.0	1.42	252.0	
奈良県	8,145.0	139.0	1.71	56.0	
和歌山県	7,132.0	152.5	2.14	18.5	
鳥取県	5,171.0	125.0	2.42	0.0	
島根県	6,607.0	155.5	2.35	2.5	
岡山県	10,462.5	265.5	2.54	0.0	
広島県	12,730.5	330.0	2.59	0.0	
山口県	8,701.0	206.0	2.37	2.0	
徳島県	5,469.5	134.5	2.46	0.0	
香川県	6,702.0	175.0	2.61	0.0	
愛媛県	8,658.0	194.0	2.24	13.0	
高知県	6,708.0	178.0	2.65	0.0	
福岡県	17,530.5	339.0	1.93	81.0	
佐賀県	7,620.5	185.0	2.43	0.0	
長崎県	9,354.0	194.0	2.07	30.0	
熊本県	9,670.5	274.0	2.83	0.0	
大分県	8,539.0	211.0	2.47	0.0	
宮崎県	7,985.5	182.0	2.28	9.0	
鹿児島県	12,849.0	299.5	2.33	8.5	
沖縄県	11,739.0	199.5	1.70	81.5	

注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントとしている。

また、短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者については1人を1カウントとしている。

さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である、短時間勤務職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。ただし、短時間勤務職員である精神障害者であって、平成29年6月2日以降に採用された者又は平成29年6月2日より前に採用され、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者は、1人1カウントとしている。

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。

したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

4 ①埼玉県教育委員会においては、12月14日時点において、障害者の数740.5人、実雇用率2.41%、不足数0.0人となっている。

②岐阜県教育委員会においては、12月31日時点において、障害者の数313.5人、実雇用率2.41%、不足数0.0人となっている。

5 この集計は、令和2年12月18日時点の集計結果に基づき作成した。

## (5) 独立行政法人等の状況（法定雇用率2.5%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
<b>独立行政法人等合計</b>	<b>363,974.5</b>	<b>9,758.5</b>	<b>2.68</b>	<b>115.5</b>	
医薬基盤・健康・栄養研究所	340.5	10.0	2.94	0.0	
宇宙航空研究開発機構	1,957.0	52.0	2.66	0.0	
海上・港湾・航空技術研究所	471.0	14.0	2.97	0.0	
海洋研究開発機構	898.5	28.0	3.12	0.0	
科学技術振興機構	1,240.5	35.0	2.82	0.0	
建築研究所	138.0	4.0	2.90	0.0	
国際農林水産業研究センター	307.0	7.0	2.28	0.0	
国立環境研究所	858.5	21.5	2.50	0.0	
国立がん研究センター	2,533.5	68.0	2.68	0.0	
国立国際医療研究センター	1,955.5	49.0	2.51	0.0	
国立循環器病研究センター	1,217.5	28.0	2.30	2.0	注5①
国立成育医療研究センター	1,169.5	30.0	2.57	0.0	
国立精神・神経医療研究センター	877.5	22.5	2.56	0.0	
国立長寿医療研究センター	563.0	14.0	2.49	0.0	
産業技術総合研究所	5,299.5	138.5	2.61	0.0	
情報通信研究機構	1,108.5	28.0	2.53	0.0	
新エネルギー・産業技術総合開発機構	839.0	21.0	2.50	0.0	
森林研究・整備機構	1,225.5	31.5	2.57	0.0	
水産研究・教育機構	1,446.5	36.5	2.52	0.0	
土木研究所	586.5	15.0	2.56	0.0	
日本医療研究開発機構	506.5	17.0	3.36	0.0	
日本原子力研究開発機構	4,109.5	100.0	2.43	2.0	注5②
農業・食品産業技術総合研究機構	4,939.5	109.0	2.21	14.0	注5③
物質・材料研究機構	1,205.0	33.0	2.74	0.0	
防災科学技術研究所	363.0	10.5	2.89	0.0	
理化学研究所	4,184.0	109.5	2.62	0.0	
量子科学技術研究開発機構	1,483.5	35.0	2.36	2.0	
奄美群島振興開発基金	—	—	—	—	注4
医薬品医療機器総合機構	1,329.0	41.0	3.09	0.0	
海技教育機構	331.0	9.0	2.72	0.0	
家畜改良センター	895.5	29.5	3.29	0.0	
環境再生保全機構	162.5	6.0	3.69	0.0	
教職員支援機構	68.5	3.0	4.38	0.0	
勤労者退職金共済機構	344.0	10.0	2.91	0.0	
空港周辺整備機構	—	—	—	—	注4
経済産業研究所	84.0	2.0	2.38	0.0	
工業所有権情報・研修館	182.0	5.0	2.75	0.0	
航空大学校	137.0	3.0	2.19	0.0	
高齢・障害・求職者雇用支援機構	6,114.5	275.5	4.51	0.0	
国際観光振興機構	232.0	5.0	2.16	0.0	
国際協力機構	2,724.0	60.0	2.20	8.0	
国際交流基金	592.5	18.5	3.12	0.0	
国民生活センター	206.0	6.5	3.16	0.0	
国立印刷局	4,210.5	133.0	3.16	0.0	
国立科学博物館	230.0	5.0	2.17	0.0	
国立高等専門学校機構	4,982.0	132.0	2.65	0.0	
国立公文書館	165.5	5.5	3.32	0.0	
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	273.5	8.0	2.93	0.0	
国立女性教育会館	—	—	—	—	注4
国立青少年教育振興機構	658.0	23.5	3.57	0.0	
国立特別支援教育総合研究所	91.5	4.0	4.37	0.0	
国立美術館	265.0	7.0	2.64	0.0	
国立病院機構	54,141.0	1,462.5	2.70	0.0	
国立文化財機構	746.5	18.5	2.48	0.0	
自動車技術総合機構	1,259.5	35.0	2.78	0.0	
自動車事故対策機構	461.0	13.0	2.82	0.0	
住宅金融支援機構	967.5	25.5	2.64	0.0	
酒類総合研究所	74.0	1.0	1.35	0.0	
情報処理推進機構	245.0	6.0	2.45	0.0	
製品評価技術基盤機構	546.0	15.0	2.75	0.0	



	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	629.0	17.0	2.70	0.0	
造幣局	912.5	28.0	3.07	0.0	
大学改革支援・学位授与機構	209.0	6.0	2.87	0.0	
大学入試センター	141.5	5.0	3.53	0.0	
地域医療機能推進機構	19,422.0	518.0	2.67	0.0	
中小企業基盤整備機構	917.5	24.5	2.67	0.0	
駐留軍等労働者労務管理機構	320.0	11.0	3.44	0.0	
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	1,745.5	43.0	2.46	0.0	
統計センター	872.5	23.0	2.64	0.0	
都市再生機構	3,641.0	109.0	2.99	0.0	
日本学術振興会	205.0	5.0	2.44	0.0	
日本学生支援機構	724.5	16.0	2.21	2.0	注5④
日本芸術文化振興会	364.0	8.0	2.20	1.0	注5⑤
日本高速道路保有・債務返済機構	—	—	—	—	注4
日本スポーツ振興センター	764.0	19.0	2.49	0.0	
日本貿易振興機構	1,290.0	33.0	2.56	0.0	
農業者年金基金	87.0	2.0	2.30	0.0	
農畜産業振興機構	272.0	6.0	2.21	0.0	
農林漁業信用基金	114.0	4.0	3.51	0.0	
農林水産消費安全技術センター	646.0	15.5	2.40	0.5	
福祉医療機構	296.0	11.0	3.72	0.0	
北方領土問題対策協会	—	—	—	—	注4
水資源機構	1,586.0	41.0	2.59	0.0	
郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構	47.0	1.0	2.13	0.0	
労働者健康安全機構	14,685.0	414.5	2.82	0.0	
労働政策研究・研修機構	141.0	4.0	2.84	0.0	
年金積立金管理運用	144.5	3.0	2.08	0.0	
北海道大学	4,901.5	127.0	2.59	0.0	
北海道教育大学	626.0	15.0	2.40	0.0	
室蘭工業大学	234.0	7.0	2.99	0.0	
小樽商科大学	155.5	6.0	3.86	0.0	
帯広畜産大学	220.0	5.0	2.27	0.0	
旭川医科大学	1,418.0	35.5	2.50	0.0	
北見工業大学	198.5	11.0	5.54	0.0	
弘前大学	1,864.0	47.0	2.52	0.0	
岩手大学	660.5	11.0	1.67	5.0	
東北大学	6,437.0	161.5	2.51	0.0	
宮城教育大学	243.0	6.0	2.47	0.0	
秋田大学	1,670.5	45.0	2.69	0.0	
山形大学	1,909.0	47.0	2.46	0.0	
福島大学	439.0	12.0	2.73	0.0	
茨城大学	662.5	18.0	2.72	0.0	
筑波大学	3,988.5	100.0	2.51	0.0	
筑波技術大学	144.0	23.5	16.32	0.0	
宇都宮大学	566.0	14.0	2.47	0.0	
群馬大学	2,199.5	46.0	2.09	8.0	
埼玉大学	636.5	15.0	2.36	0.0	
千葉大学	3,162.5	73.5	2.32	5.5	
東京大学	9,671.5	245.0	2.53	0.0	
東京医科歯科大学	2,322.0	53.5	2.30	4.5	注5⑥
東京外国語大学	319.0	10.0	3.13	0.0	
東京学芸大学	710.5	19.0	2.67	0.0	
東京農工大学	607.5	20.0	3.29	0.0	
東京芸術大学	459.0	12.0	2.61	0.0	
東京工業大学	1,999.0	49.0	2.45	0.0	
東京海洋大学	360.5	9.0	2.50	0.0	
お茶の水女子大学	364.0	8.0	2.20	1.0	注5⑦
電気通信大学	448.5	13.0	2.90	0.0	
一橋大学	518.5	12.0	2.31	0.0	
横浜国立大学	830.0	22.5	2.71	0.0	
新潟大学	2,918.0	73.0	2.50	0.0	
長岡技術科学大学	322.5	9.0	2.79	0.0	

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
上越教育大学	248.0	9.0	3.63	0.0	
富山大学	2,110.5	50.0	2.37	2.0	注5⑧
金沢大学	2,757.5	68.0	2.47	0.0	
福井大学	1,836.5	49.0	2.67	0.0	
山梨大学	1,690.0	38.0	2.25	4.0	
信州大学	2,553.5	71.5	2.80	0.0	
静岡大学	1,019.0	27.0	2.65	0.0	
浜松医科大学	1,458.5	36.0	2.47	0.0	
東海国立大学機構	6,910.5	178.5	2.58	0.0	
愛知教育大学	462.0	13.0	2.81	0.0	
名古屋工業大学	507.0	12.0	2.37	0.0	
豊橋技術科学大学	350.5	8.0	2.28	0.0	
三重大学	2,226.5	56.5	2.54	0.0	
滋賀大学	339.5	10.0	2.95	0.0	
滋賀医科大学	1,434.5	37.0	2.58	0.0	
京都大学	6,909.5	197.0	2.85	0.0	
京都教育大学	320.5	7.0	2.18	1.0	
京都工芸繊維大学	390.0	7.0	1.79	2.0	
大阪大学	6,229.0	157.0	2.52	0.0	
大阪教育大学	599.0	17.0	2.84	0.0	
兵庫教育大学	260.5	7.0	2.69	0.0	
神戸大学	3,712.0	103.0	2.77	0.0	
奈良教育大学	207.5	5.0	2.41	0.0	
奈良女子大学	327.0	10.0	3.06	0.0	
和歌山大学	380.5	13.5	3.55	0.0	
鳥取大学	2,130.5	43.0	2.02	10.0	
島根大学	1,997.0	49.0	2.45	0.0	
岡山大学	3,453.0	96.5	2.79	0.0	
広島大学	3,987.0	105.0	2.63	0.0	
山口大学	2,437.5	57.0	2.34	3.0	注5⑨
徳島大学	2,351.5	64.0	2.72	0.0	
鳴門教育大学	249.5	5.0	2.00	1.0	
香川大学	1,955.0	52.0	2.66	0.0	
愛媛大学	2,202.5	53.0	2.41	2.0	
高知大学	1,780.5	52.0	2.92	0.0	
福岡教育大学	333.0	8.0	2.40	0.0	
九州大学	5,656.0	128.5	2.27	12.5	注5⑩
九州工業大学	584.0	12.0	2.05	2.0	注5⑪
佐賀大学	1,839.5	46.0	2.50	0.0	
長崎大学	2,877.5	69.0	2.40	2.0	
熊本大学	2,540.5	68.5	2.70	0.0	
大分大学	1,804.5	50.0	2.77	0.0	
宮崎大学	2,068.5	54.5	2.63	0.0	
鹿児島大学	2,600.0	68.0	2.62	0.0	
鹿屋体育大学	124.5	3.0	2.41	0.0	
琉球大学	2,207.5	45.0	2.04	10.0	注5⑫
政策研究大学院大学	129.5	3.0	2.32	0.0	
総合研究大学院大学	74.0	1.0	1.35	0.0	
北陸先端科学技術大学院大学	301.5	2.0	0.66	5.0	
奈良先端科学技術大学院大学	382.0	9.0	2.36	0.0	
高エネルギー加速器研究機構	976.5	29.0	2.97	0.0	
自然科学研究機構	1,074.5	28.5	2.65	0.0	
情報・システム研究機構	754.0	15.0	1.99	3.0	
人間文化研究機構	652.0	19.0	2.91	0.0	
日本司法支援センター	1,152.5	27.5	2.39	0.5	注5⑬

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
日本私立学校振興・共済事業団	1,611.0	45.0	2.79	0.0	
沖繩振興開発金融公庫	256.0	8.0	3.13	0.0	
株式会社 国際協力銀行	665.0	21.0	3.16	0.0	
株式会社 日本政策金融公庫	8,156.0	221.5	2.72	0.0	
株式会社 日本貿易保険	191.5	4.0	2.09	0.0	
沖繩科学技術大学院大学学園	591.0	16.0	2.71	0.0	
日本年金機構	22,665.0	673.0	2.97	0.0	
全国健康保険協会	5,017.5	135.5	2.70	0.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントとしている。  
また、短時間労働者である重度身体障害者及び重度知的障害者については1人を1カウントとしている。  
さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である、短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。ただし、短時間労働者である精神障害者であって、平成29年6月2日以降に採用された者又は平成29年6月2日より前に採用され、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者は、1人1カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の労働者数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。  
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 4 これらの法人においては、労働者数が40.0人未満であり、障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に基づく障害者の雇用義務が発生していない。
- 5 ①国立循環器病研究センターにおいては、11月6日時点において、障害者の数31.0人、実雇用率2.53%、不足数0.0人となっている。  
②日本原子力研究開発機構においては、10月1日時点において、障害者の数103.0人、実雇用率2.51%、不足数0.0人となっている。  
③農業・食品産業技術総合研究機構においては、11月1日時点において、障害者の数139.5人、実雇用率2.82%、不足数0.0人となっている。  
④日本学生支援機構においては、10月20日時点において、障害者の数17.0人、実雇用率2.38%、不足数0.0人となっている。  
⑤日本芸術文化振興会においては、11月1日時点において、障害者の数9.0人、実雇用率2.38%、不足数0.0人となっている。  
⑥東京医科歯科大学においては、11月1日時点において、障害者の数58.0人、実雇用率2.46%、不足数0.0人となっている。  
⑦お茶の水女子大学においては、10月1日時点において、障害者の数9.0人、実雇用率2.46%、不足数0.0人となっている。  
⑧富山大学においては、9月7日時点において、障害者の数52.0人、実雇用率2.47%、不足数0.0人となっている。  
⑨山口大学においては、10月1日時点において、障害者の数60.0人、実雇用率2.47%、不足数0.0人となっている。  
⑩九州大学においては、12月1日時点において、障害者の数146.5人、実雇用率2.57%、不足数0.0人となっている。  
⑪九州工業大学においては、10月1日時点において、障害者の数14.0人、実雇用率2.40%、不足数0.0人となっている。  
⑫琉球大学においては、12月22日時点において、障害者の数55.0人、実雇用率2.49%、不足数0.0人となっている。  
⑬日本司法支援センターにおいては、9月16日時点において、障害者の数28.0人、実雇用率2.47%、不足数0.0人となっている。
- 6 法人の掲載順は、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2による。
- 7 この集計は、令和2年12月18日時点の集計結果に基づき作成した。